長崎県信用保証協会の現況

2025

NAGASAKI
GUARANTEE
REPORT

ごあいさつ

平素より長崎県信用保証協会の業務運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、ディスクロージャー誌「長崎県信用保証協会の現況2025」を作成しました。本誌を通じて、多くの皆さまに当協会の経営方針や事業実績、さまざまな取組についてご理解を深めていただければ幸いです。

令和6年度の県内経済は、全体として緩やかな回復の動きが見られましたが、中小企業・小規模事業者の経営環境は物価高や人手不足など様々な経営課題を抱え、依然として厳しい状況が続きました。

このような中、当協会は政府や県の施策を踏まえながら、事業者のライフステージに応じた保証制度の創設や改正を行い、「伴走支援型特別保証」や「経営力強化保証」などを活用した借換え、事業の維持発展、生産性向上を支える資金繰り支援に取り組みました。また、経営支援や再生支援の重要性が一層増す中で、保証審査から経営支援、再生支援の各部門が早期の段階で事業者に必要な支援の提案を行うことができる組織体制を構築し、金融機関や中小企業支援機関と連携しながら、経営改善や事業再生、創業や事業承継の支援に尽力してまいりました。

令和7年度につきましては、物価高や人手不足感の高まり、さらには各国の通商政策等の影響も懸念されるところであり、当協会では部署横断的な支援体制を継続し、事業者に寄り添い、個別の実情に応じた必要な支援を早期に届けることができるよう、日々の業務に取り組んでおります。

今後も引き続き、地域経済の発展に向けて、県内の中小企業・小規模事業者の経営安定と成長のサポートに役職員が一丸となり努めてまいりますので、皆様のご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和7年9月
長崎県信用保証協会
会長　上田　裕司

NAGASAKI GUARANTEE REPORT 2025

CONTENTS

長崎県信用保証協会の概要 ―― 2

　プロフィール・基本理念・行動指針

令和6年度トピックス ―― 3

　政府のコロナ資金繰り支援策の転換を踏まえた当協会の取り組みについて
　信用保証トピックス
　経営支援トピックス
　広報活動

信用保証等の動向 ―― 17

令和6年度決算報告 ―― 23

経営計画 ―― 29

　令和6年度　経営計画の評価
　令和7年度　経営計画

コンプライアンス ―― 44

　コンプライアンス態勢
　個人情報保護宣言

協会組織 ―― 47

　役員名簿
　組織・事務分掌

長崎県信用保証協会の概要

プロフィール（令和7年3月31日現在）

◎ 設立	昭和27年7月5日
◎ 業務開始	昭和27年7月11日
◎ 基本財産	228億円1,234万円 （内訳）基　金……… 80億2,145万円 基金準備金…147億9,089万円
◎ 利用企業数	1万2,862企業
◎ 保証債務残高	件数　19,873件　金額　1,993億円
◎ 役職員数	73名（常勤役員4名、職員69名）
◎ 事業所	【本　所】 長崎市桜町4番1号（長崎商工会館ビル6F・7F） 【佐世保支所】 佐世保市常盤町2番17号

協会章

この協会章には、長崎県のイニシャルNを信保の2文字で両方から支え、中小企業の育成とともに長崎県勢浮揚の一役を担う意が込められています。

基本理念

私たちは事業の維持・発展に努力する中小企業とのふれあいを大切にし
「親しまれ」「信頼される」信用保証協会をめざして地域社会に貢献します

行動指針

1. 私たちは　お客さまとのふれあいを大切にし　信頼に応えます
2. 私たちは　お客さまの信用を創造し　かぎりない発展を応援します
3. 私たちは　最良のパートナーを目指して　自己革新にチャレンジします
4. 私たちは　よりよいコミュニケーションで　希望に満ちた職場をつくります

令和6年度
トピックス

■政府のコロナ資金繰り支援策の転換を踏まえた当協会の取り組みについて

■信用保証トピックス

■経営支援トピックス

■広報活動

NAGASAKI
GUARANTEE
REPORT
2025

政府のコロナ資金繰り支援策の転換を踏まえた当協会の取り組みについて

令和6年度は、社会経済活動の正常化が進み、令和6年4月に民間金融機関による実質無利子･無担保融資（いわゆる「ゼロゼロ融資」）の返済開始の最後のピークを迎えたことを受け、政府による新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」といいます。）の拡大から続く資金繰り支援策については、同年7月以降にコロナ前の水準に戻り、経営改善･再生支援に重点を置いた資金繰り支援に転換されました。

一方で、資材費などの価格上昇、構造的な人手不足などにより、依然として中小企業にとって厳しい状況が続いていることを踏まえ、当協会では資金繰り支援および経営支援に各部門が連携、協力し一体となって取り組むために、部署横断的な支援体制を整え、個別の実情に応じた早期の事業者支援に努めました。

資金繰り支援では令和6年6月末で終了した伴走支援型特別保証の駆け込み需要に対応した他、地方自治体と連携しての制度融資の拡充、金融機関とともに各種政策保証の推進に努め、経営支援では、中小企業支援機関などと連携して収益力の向上、経営改善･事業再生、事業承継の支援に取り組みました。

この他、経営者保証に依存しない融資を促進するため、経営者保証に関するガイドライン、保証料率の上乗せを条件に経営者保証を提供しないことを選択できる事業者選択型経営者保証非提供制度の周知に努めました。

【コロナ資金繰り支援策のこれまでの経過】

年月日	内　容
令和2年1月29日	●「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置
令和2年3月2日	●セーフティネット保証4号（災害）の対象地域として全国の都道府県が指定 ●「長崎県緊急資金繰り支援資金（環境変化対策）保証」、「佐世保市中小企業緊急経営対策資金（災害等対策資金）保証」の新型コロナウイルス対応資金の取扱いを開始
令和2年3月3日	●「長崎市中小企業災害復旧等支援資金保証」の新型コロナウイルス対応資金の取扱いを開始
令和2年3月13日	●危機関連保証が発動 ●「危機関連保証」、「長崎県緊急資金繰り支援危機関連保証」、「長崎市中小企業災害復旧等支援危機関連保証」、「佐世保市中小企業緊急経営対策危機関連保証」の取扱いを開始
令和2年5月1日	●セーフティネット保証5号が全業種指定へ ●「長崎県新型コロナウイルス感染症対応資金保証」（実質無利子･無担保･据置最大5年･保証料減免）を創設 ●「諫早市新型コロナウイルス感染症対策緊急資金保証」を創設
令和2年5月29日	●「大村市中小企業振興資金保証」の新型コロナウイルス対応資金の取扱いを開始
令和2年6月19日	●「長崎県新型コロナウイルス感染症対策資金保証」の保証限度額を3,000万円から4,000万円へ増額
令和3年2月1日	●「長崎県新型コロナウイルス感染症対策資金保証」の保証限度額を4,000万円から6,000万円へ増額
令和3年3月31日	●「長崎県新型コロナウイルス感染症対策資金保証」保証申込受付終了 ●「諫早市新型コロナウイルス感染症対策緊急資金保証」保証申込受付終了 ●「大村市中小企業振興資金保証」の新型コロナウイルス対応資金の保証申込受付終了

令和3年4月1日	●伴走支援型特別保証、事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）を創設
令和3年7月31日	●セーフティネット保証5号全業種指定が解除、一部指定業種へ変更
令和3年12月31日	●危機関連保証の指定期間終了
令和4年2月1日	●「伴走支援型特別保証」の保証限度額を4,000万円から6,000万円へ増額
令和4年4月1日	●「長崎県緊急資金繰り支援資金（伴走支援）保証」（国および県による保証料補助あり）を創設
令和4年7月5日	●「JSパートナー保証」の取扱い開始
令和4年10月1日	●「伴走支援型特別保証」および「長崎県緊急資金繰り支援資金（伴走支援）保証」の保証限度額を6,000万円から1億円へ増額
令和5年1月10日	●「伴走支援型特別保証」および「長崎県緊急資金繰り支援資金（伴走支援）保証」の申込人資格要件を緩和
令和6年1月25日	●「伴走支援型特別保証」の申込人資格要件に災害関係特例（令和6年能登半島地震による災害に関わるものに限る。）を追加
令和6年4月1日	●「長崎県再生支援資金保証（感染症対応型）」を創設
令和6年6月30日	●新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の指定期間終了
令和6年6月30日	●「伴走支援型特別保証」および「長崎県緊急資金繰り支援資金（伴走支援）保証」保証申込受付終了
令和7年3月31日	●「事業再生計画実施関連保証　（感染症対応型）」「長崎県再生支援資金保証（感染症対応型）」保証申込受付終了

伴走支援型特別保証の取り扱い終了後も、次項の方針のもと途切れることなく事業者の資金繰り支援に努めました。

【政府のコロナ資金繰り支援策の転換を踏まえた令和6年7月以降の当協会の取り組みについて】

長崎県信用保証協会による資金繰りと経営を支える総合的支援
－県内中小企業の実情に応じた資金繰り支援にとどまらない事業者支援の取り組み－

7月以降、政府によるコロナ資金繰り支援策についてはコロナ前の水準に戻り、経営改善・再生支援に重点を置いた資金繰り支援に転換。当協会ではこうした転換を想定して、今年4月に下記内容を含む中期事業計画、年度経営計画を公表。

○ 感染症の影響や物価高などの複合的な要因により債務が増大している中小企業や前向きに挑戦する中小企業に対して**公的な「金融と経営の総合支援機関」**として、金融機関、支援機関などと連携しながら、企業のライフステージなどに応じたきめ細やかな事業者支援に取り組む。

○ 具体的には、県への働きかけによって**拡充した県制度融資**(経営安定資金保証の上限引上げ、再生支援資金保証(感染症対応型)およびスタートアップ創出促進保証の創設他)などを活用して資金需要(ゼロゼロ融資の返済本格化に伴う借換え需要や前向きに挑戦する中小企業を後押しする資金を含む)に応えるとともに、円滑な**事業者支援を図るために構築した組織体制**(経営支援連絡会議他)をもって経営支援に注力する。

Ⅰ. ポストコロナに向けた中小企業を支え、後押しする資金繰り支援

今後の借換需要に対応する県制度
【24年4月改正、創設】
①**県経営安定資金**の保証限度額の引き上げと返済期間の長期化
【5,000万円→**8,000万円**】
【**期間10年以内(据置2年)**に統一】
②**県再生支援資金**の長期返済に対応した改正とコロナ対応制度の創設
【**期間15年以内**】
【コロナ対応は当初**保証料負担なし**（12月末申込分まで)】

経営改善・事業再生に向けた制度
【24年7月改正、再開】
①**事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)**の12月まで取扱期間延長
※一定の要件の下で、期間15年以内(据置5年以内)、保証限度額2億8,000万円
保証料は**国の補助により年0.2%**
②**経営力強化保証**の再開
⇒認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業行動計画を策定した中小企業への**保証料率を通常より一区分引き下げ**

新たなチャレンジを後押しする制度
【①24年4月創設、③24年3月創設】
①**県スタートアップ創出促進保証**
⇒**経営者保証を不要とする**創業時の新たな保証制度　【保証限度額3,500万円】
②**再挑戦支援保証**
⇒倒産歴のある経営者の新たな事業への再チャレンジを支援
③一定の要件を満たす場合に**経営者保証を提供しないことを選択できる制度**
【**事業者選択型経営者保証非提供制度**】

長崎県信用保証協会

Ⅱ. 中小企業の実情に応じた必要とされる経営支援の取り組み

主な取り組み

-経営に気付きを与える-
経営診断報告書提供サービス
法人を対象に「**McSS経営診断報告書**」の提供サービス(無料)を実施。
中小企業の決算実績に基づいた分析でCRD協会に蓄積された全国約100万社の財務情報と比較した**信用力の「位置づけ」と財務面の「強み・弱み」をわかりやすく表示**。

-経営課題の解決に向けて-
経営支援強化促進事業
経営改善や生産性向上に取り組む中小企業(創業者含む。)に対し、金融機関と連携して、**外部専門家派遣による経営支援を実施**。
経営課題解決に向けたアクションプランの提示や経営改善計画の策定を支援。

-早期の経営改善を費用補助で後押し-
認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業の費用補助
【②24年6月補助開始】
中小企業活性化協議会が申請窓口となる計画策定支援事業(欄外①②※)に係る中小企業の**自己負担分の1/2を協会が補助**することで、経営改善・事業再生を促進。

経営サポート会議　-資金繰りを含めた経営方針を共有する機会の提供-
経営計画の内容や改善の見通しなどについて関係者を交えた意見交換によって、迅速かつ円滑な経営改善に繋げるための場を当協会が事務局となり調整して提供。※「がんばる長崎 中小企業経営支援ネットワーク」による関係機関が連携した中小企業支援によるもので当協会が事務局を務める。

この他、中小企業が抱える経営課題に対して適切な支援者へとつなげる**経営支援のコーディネーター**として、各種専門家や支援機関(中小企業活性化協議会、よろず支援拠点、事業承継・引継ぎ支援センターなど)を紹介

※①経営改善計画策定支援(405事業)【補助上限30万円】 ②早期経営改善計画策定支援(ポストコロナ持続的発展計画事業)【補助上限3.75万円】

取り組みを支える組織体制の整備

部署横断による組織的な事業者支援体制の強化　【24年4月設置】
① **保証課、経営支援課に経営支援推進担当を選任**
⇒部署横断的に全職員で経営支援に取り組む業務運用とし、保証から再生支援までの各フェーズで、中小企業に対して、経営支援の提案を出来るよう支援体制を整備
② **経営支援連絡会議と経営支援ブリーフィング(個別協議)の開始**
⇒関係部署による情報交換、意見交換および個別案件における経営支援の方針を決定するための部署横断の会議体を設置

当協会は公的な「金融と経営の総合支援機関」として、金融機関や各支援機関等との連携を一層深め、コロナや物価高等の複合的要因で債務が増大している中小企業への資金繰り支援にとどまらない経営改善や事業再生支援と、売上拡大や収益性向上、創業や事業承継に今後への期待を持ってチャレンジする事業者へのサポートを運営方針の大きな柱として取り組み、**変革する「新しい長崎」の発展**に貢献して参ります。【2024年6月24日】

長崎県信用保証協会

保証承諾および保証債務残高の推移について

平成20年度から令和6年度までの保証承諾および保証債務残高の推移は下記のとおりです。

令和2年3月以降、コロナの感染拡大とともに保証承諾は増加し、令和2年度は保証承諾額187,053百万円、保証債務残高232,896百万円とリーマンショック時の平成20年度を超える保証利用となりました。令和2年度末のゼロゼロ融資の受付終了後は、保証利用が一巡したことやゼロゼロ融資では据置期間を長期で導入したこともあり、資金需要は落ち着いた動きとなりましたが、令和4年度から令和5年度にかけて、業績の回復に遅れがある事業者の借換え需要やウィズコロナ下での前向きな資金需要などに対応した資金繰り支援によって保証承諾額が増加しました。

令和6年度はゼロゼロ融資や伴走支援型特別保証といったコロナ関連制度の返済が本格化するなか、資材費などの価格上昇、構造的な人手不足などの影響を受けている事業者に対して、令和6年4月に保証限度額を引き上げた「長崎県経営安定資金保証」や同年12月に取扱いを開始した「長崎県経営力強化保証」を中心に資金繰り支援に努めました。保証承諾額は前年比94.5%と前年度を下回りましたが、その前の令和3年度から令和4年度の実績を大きく上回る結果となりました。

保証債務残高は前述のとおり令和2年度に増加した後、コロナ関連制度の償還が進み、減少しています。

（単位:企業·件·百万円）

年度	保証承諾		保証債務残高		
	件数	金額	企業数	件数	金額
H20	11,745	117,211	13,385	25,131	195,397
H21	8,703	82,832	12,991	23,729	185,856
H22	8,288	87,320	12,755	22,691	181,717
H23	6,500	65,215	12,381	21,777	171,812
H24	6,612	69,043	12,118	21,291	167,155
H25	7,534	72,467	12,082	21,679	166,365
H26	7,781	75,573	12,076	21,391	161,104
H27	7,807	75,871	12,222	21,296	161,412
H28	7,315	72,572	12,122	20,620	153,381
H29	6,906	72,200	12,026	19,832	147,056
H30	6,268	65,241	11,339	18,146	138,814
R1	6,977	77,208	11,205	17,577	142,018
R2	13,154	187,053	13,673	21,618	232,896
R3	4,358	48,637	13,919	21,713	229,840
R4	4,789	60,839	13,783	22,081	230,998
R5	5,530	75,922	13,135	20,596	209,313
R6	5,355	71,729	12,862	19,873	199,301

景気対応緊急保証

（H20.10.31～H23.3末）

保証承諾 11,699件

134,901百万円

新型コロナウイルス関連保証

（R2.3.2～R7.3末）

保証承諾 15,372件

245,724百万円

令和6年度の主な保証制度の創設・改正について

以下の保証制度について、創設および改正を行いました。

<創設>

長崎県再生支援資金保証（感染症対応型）

厳しい経営状況にあるが、計画を策定し事業の再生に真面目に努力している県内中小企業者に対し、資金調達の円滑化を図り、金融機関等と協調し事業再生の取り組みを支援することを目的とした全国統一保証制度である事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度に準じた制度で、令和6年4月1日に創設し令和7年3月31日まで保証申込を受け付けました。

経営力強化保証・長崎県経営力強化保証

中小企業者の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、もって中小企業者の経営力の強化を図ることを目的とした保証制度です。令和6年7月に全国統一保証制度を創設した後、令和6年12月に本制度に準じた県制度を創設しました。

長崎銀行SDGs応援保証

持続可能な社会の実現に向けた取り組みが必要とされる状況下において、長崎県信用保証協会と長崎銀行が提携し、長崎銀行が推薦するSDGsの目標達成に取り組む中小企業者への事業資金の提供をスムーズに行うことによって、SDGsへの前向きな取り組みを後押しするとともに、金融の円滑化に資することを目的とした保証制度です。保証限度額5,000万円、保証期間10年以内、返済据置期間最長1年以内でのご利用が可能です。

協調支援型特別保証

原材料価格の高騰、物価高、人手不足等の影響を受ける中小企業者に対し、金融機関のプロパー融資と保証付き融資を組み合わせることなどにより金融仲介機能の一層の強化を図り、人手不足に対応するための省力化投資による中小企業者の経営の安定や事業の発展など多岐にわたる経営課題解決への取り組みに資することを目的とした保証制度です。保証限度額2億8,000万円、保証期間10年以内で金融機関のプロパー融資と保証付融資を組み合わせた融資を行う場合または申込金融機関の支援を受けつつ、事業者自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う場合にご利用できます。

事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第134条に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り、もって、中小企業の活力の再生を図ることを目的とした保証制度です。保証限度額2億8,000万円、保証期間15年以内、返済据置期間最長3年以内でのご利用が可能です。

<改正>

長崎県経営安定資金保証

保証限度額を5,000万円から8,000万円に引き上げ、保証期間について10年以内、返済据置期間2年以内に改正しました。

佐世保市中小企業経営合理化資金保証

佐世保市中小企業DX資金保証と統合し、制度名を「佐世保市中小企業経営革新サポート資金保証（略称:佐世保革新）」に改称しました。DX特例を追加し、経営のIT化、デジタル化またはデジタルトランスフォーメーションに必要な運転資金および設備資金を資金使途とするものに該当する場合の金利を0.7%としました。また、設備投資特例（特定市町村の認定を受けた先端設備導入計画を策定している中小企業者で、資金使途に設備資金を含むもの）の場合の金利を1.2%から1.1%へ引き下げました。

経営者保証を不要とする創業時の保証制度の拡充について

創業機運の醸成による県内創業者の増加と中小企業者の積極的な事業展開を推進するための保証制度として、信用保証料率を0.2%上乗せすることで、経営者保証を不要とする全国統一の保証制度である「スタートアップ創出促進保証」に準拠した下記の地方自治体制度を創設しました。

●令和6年4月1日　「長崎県スタートアップ創出促進保証制度（略称:県SSS）」創設
●令和7年1月1日　「佐世保市スタートアップ創出促進保証制度（略称:佐世保SSS）」創設

制度名	長崎県スタートアップ創出促進保証制度	佐世保市スタートアップ創出促進保証制度
保証の対象（資格要件）	県内に住所を有し、県税を完納している方	佐世保市内に住所を有し、市税を完納している方
	次のいずれかに該当する創業者及び創業者である中小企業者を対象とする。 ⑴事業を営んでいない個人であって、２月以内（認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあっては、６月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。 ⑵中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの。 ⑶事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後５年を経過していないもの。 ⑷中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後５年を経過していないもの。 ⑸事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後１年を経過していないものであって新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して５年を経過していないとして、⑶に掲げる創業者とみなされるもの。	
保証限度額	3,500万円（※1）	2,000万円（※1）
対象資金	運転資金、設備資金	
保証期間	運転資金　7年以内（据置期間1年以内）（※2） 設備資金10年以内（据置期間1年以内）（※2）	
融資利率	1.65%	年0.70%（※3） （認定特定創業支援等事業創業者は0.50%（※3））
保証料率	0.60%	0.20%
返済方法	均等分割返済	
担保	不要	
保証人	不要	
備考	・創業計画書（スタートアップ創出促進保証用）、納税証明書などが必要となります ・融資を受けた創業者は会社を設立して３年目および５年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、金融機関に「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」の提出が必要となります	

※1　他の創業関連保証および再挑戦支援保証、スタートアップ創出促進保証と合算して3,500万円以内となります。
※2　佐世保市スタートアップ創出促進保証制度は、申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、または保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合、据置期間は3年以内となります。
※3　金利は創設当初のものです。

金融機関との連携

金融機関へ感謝状を贈呈

令和6年6月4日に、令和5年度中小企業支援推進協力店舗感謝状贈呈式および懇談会を開催しました。

令和5年度に実施した中小企業支援推進キャンペーンにご協力いただき、年間を通して特に顕著な功績を残された延べ50店舗の皆様へ感謝状を贈呈しました。

【キャンペーン内容】

- ·モニタリング協力店舗
- ·小規模事業者支援推進協力店舗
- ·創業支援推進協力店舗
- ·新規保証利用企業数増加協力店舗

金融機関女性職員向け業務研修会を実施

令和6年7月30日に、九州ひぜん信用金庫の女性職員の方との業務研修会を実施しました。

当協会より、保証審査のポイント、経営者保証を不要とする保証の取扱い、経営支援メニューなどについて説明を行いました。

金融機関向けの合同研修会を開催

令和6年10月25日に、金融機関向けの信用保証業務合同研修会を開催し、県内6つの金融機関から46名の方にご参加いただきました。

研修会は、融資経験の浅い行員･職員の方を対象としたもので、当協会の信用保証業務および経営支援の取り組みについて理解を深めていただくこと、また、研修参加者と親睦を図り、中小企業支援のための連携を強化することを目的としております。研修では、当協会職員による業務説明や、事例を用いたグループワークを行いました。

「信用保証協会向けの総合的な監督指針」の一部改正について

令和6年6月と同年10月に「信用保証協会向けの総合的な監督指針」が改正されました。

中小企業が抱える様々な経営課題の解決に向けて、信用保証協会が金融機関や各支援機関等と連携の上、主体的に経営改善･再生支援等の必要性を検討し、支援していくことや、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速するために、一定の要件を満たせば、保証料の上乗せにより経営者保証の提供を選択できる保証制度の適切な説明や提案をすることなどについて盛り込まれました。

経営支援トピックス

創業セミナーなどへの参加

当協会は、地方自治体や商工会·商工会議所などと連携しながら創業前の相談から創業する際の資金相談、創業後のフォローアップまでの支援を継続的に取り組んでいます。その一環として、創業をお考えの方やすでに創業されている方を対象としたセミナーに講師として参加し、創業マインドの醸成、当協会の役割や創業保証制度の周知を図っています。

<セミナーへの講師派遣にかかる令和6年度の実績>
- ●令和6年5月14日、22日、9月25日：大村市
- ●令和6年10月20日：佐世保商工会議所
- ●令和6年10月21日：長崎商工会議所
- ●令和6年11月20日：島原商工会議所

関係機関との連携

がんばる長崎 中小企業経営支援ネットワークの強化

平成24年8月から、金融機関·中小企業支援機関により構成され、当協会が事務局を務める「がんばる長崎 中小企業経営支援ネットワーク」を設立し、中小企業のライフステージやニーズに応じた支援を連携して行っています。

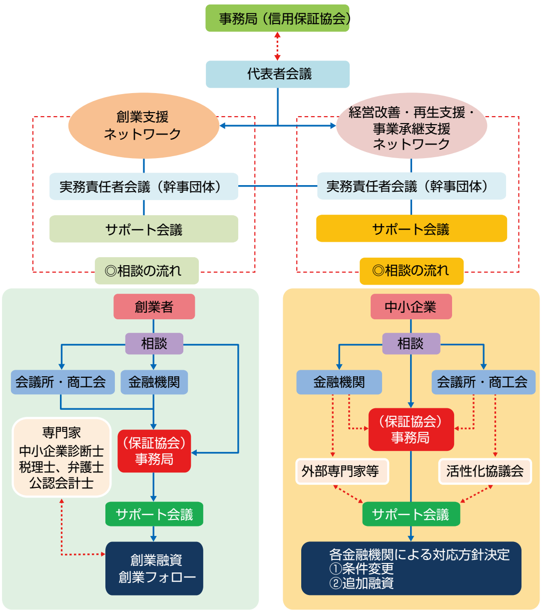

がんばる長崎中小企業経営支援ネットワーク
（通称：がんばる長崎支援会議）

平成24年8月31日に国の「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」に基づき、『がんばる長崎中小企業経営支援ネットワーク』を創設しました。このネットワークは、地域金融機関、信用保証協会、政府系金融機関、長崎県中小企業活性化協議会、その他経営支援機関、公的機関が連携し、地域の関係者の力を総動員して中小企業の皆様の経営改善、再生を促す環境を整備することを目的とし、当協会が事務局をつとめています。

平成26年6月に運営内容に創業支援を加え、さらに、平成28年度からは事業承継支援を加え取組むことになりました。

今後共、関係機関との連携を強化し、迅速かつ的確に対応して参ります。

会員団体の内訳

事務局	長崎県信用保証協会
幹事団体	14機関
一般会員	17機関
オブザーバー	5機関

令和6年6月12日に「がんばる長崎 中小企業経営支援ネットワーク」令和6年度代表者会議を開催しました。関係機関より中小企業支援に係る施策や取り組みについてご講演いただき、当ネットワークの令和5年度事業活動実績について事務局より報告を行いました。また、令和6年度の事業活動は、ネットワーク加盟団体が連携して、資金繰り支援、収益力改善支援、創業者支援、事業承継支援、事業再生支援などに取り組んでいくこととしました。

長崎県経営支援課との情報交換会

令和6年7月19日に長崎県経営支援課との情報交換会を行いました。長崎県経営支援課からは県制度融資に関する予算積算の考え方や、施策にかかる年間スケジュールなどについてご説明いただき、当協会からは信用保証協会の仕組みや最近の保証利用状況などについて説明しました。

県内の地方自治体担当者向けに制度説明会を開催

令和6年9月3日に県内21市町のうち、19市町の中小企業向け融資を担当される職員の方にご参加いただき、信用保証協会の仕組みや事業者支援の取り組み、経営者保証を不要とする創業保証制度である「スタートアップ創出促進保証」についての説明会を行いました。

「魅力発信!ながさき商談会」を開催

令和6年10月22日、23日に県内企業の販路開拓を支援するために、長崎県商工会連合会·日本政策金融公庫·当協会共催で「魅力発信!ながさき商談会2024」を開催しました。

県内企業約80社が出展し、首都圏、関西圏からの参加を含む100社を超えるバイヤーとの間で、長崎らしい自社製品の試食などを交えながら活発な商談が行われました。

移住相談会への参加

平成30年9月に長崎県と「長崎県における移住施策の推進にかかる包括連携に関する協定」を締結しており、県と県内21市町および県内の金融機関や関係団体とのネットワークを活用し、移住希望者へ創業計画の策定から創業後のフォローアップまでの具体的な相談や金融面での支援を行っています。

令和6年度は、福岡県やWEB形式での移住相談会に当協会職員が参加し、移住予定者からの相談に対応しました。

中小企業活性化協議会との連携

中小企業活性化協議会（以下「協議会」といいます。）と九州経済産業局の三者で令和4年9月に連携協定を締結しており、中小企業の早期の経営改善、事業再生、再チャレンジ支援に向けて連携して取り組んでいます。

また、令和6年度の「信用保証協会向けの総合的な監督指針」の改正を受けて、中小企業者の個別の実情に応じて、当協会が主体的に再生支援の必要性を検討し、必要があると判断される時は、中小企業者の同意および取引金融機関との目線合わせのうえ、直接または間接的（金融機関経由）に協議会へ相談を持ち込むなど、事業再生等の支援について対応しています。

各種経営支援メニューの実施

経営診断報告書提供サービス

法人を対象に当協会の利用の有無に関わらず、「ＭｃＳＳ（エムシーエスエス）経営診断報告書」を無料で提供するサービスを行っています。

自社の経営診断を行うことで、経営課題の把握に活用していただき、当該中小企業者の継続的な事業活動、事業伸展に寄与することを目的としています。

平成30年4月のサービス開始以降、延べ599先のお客様（令和6年度88先）へ報告書の提供を行っています。

専門家派遣事業

経営課題解決のため、専門的な知識と経験を有し対応する有資格者等（以下「専門家」といいます。）を派遣し、経営に対するアドバイスを行う事業です。専門家の派遣回数は5回までで、派遣費用は全額当協会が負担しています。

経営安定化支援事業

経営の安定に支障が生じている事業者で、積極的な経営支援を行うことで経営の改善が見込まれる先に対し、当協会が専門家と連携を図りながら、経営改善計画の策定を支援しています。また、創業間もない事業者や生産性の向上を目指す事業者などへ専門家を派遣し、専門家による経営診断や課題解決に向けた指導、助言を行っています。

早期経営改善計画策定支援事業・経営改善計画策定支援事業にかかる補助事業

協議会を窓口とした認定経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」といいます。）による「経営改善計画策定支援事業」および認定支援機関又は金融機関による「早期経営改善計画策定支援事業」を利用された際の経営改善計画策定にかかる費用について、一部を補助する事業を行っています。

広報活動

当協会の取り組みや保証制度などについてより多くの方に知ってもらえるよう様々な広報活動を行っています。

各種広報物の刊行

　保証協会の取り組みやお知らせ、業務概況について広く知っていただけるよう四半期ごとに「保証だより」を発行しています。

　また、年に1回、制度一覧などを掲載した「保証利用のご案内」を作成し、金融機関や支援機関などへ配布しています。

制度パンフレットの発行

　新しい保証制度の利用推進や当協会の経営支援メニューを広く知ってもらうため、パンフレットを作成し関係機関へ配布しています。

ホームページの活用

　最新トピックスや、事業概況、保証制度の概要などを掲載しています。また、関係機関専用ページでは当協会で使用する各種様式がダウンロードできます。

長崎県信用保証協会　検索

ホームページ　https://cgc-nagasaki.or.jp

学生向けの情報発信

採用活動の一環として、県内の大学が主催する合同業界セミナーへの参加や大学生向けの仕事体験を開催しました。

これらの活動を通じて、参加された学生の皆さんに、地元経済を支える中小企業の現況や保証協会の仕事について理解を深めていただくことができました。

長崎県立大学合同業界セミナーへの参加

令和6年6月11日に、長崎県立大学主催の「学内合同業界セミナー」に参加し、中小企業の現状や信用保証協会の役割について説明を行いました。

1DAY仕事体験の開催

当協会事務所において「1DAY仕事体験」を計4回開催しました。当協会職員より信用保証協会の役割や業務内容の説明を行い、グループワークによる保証審査業務の疑似体験と職員との座談会を通して、当協会の業務への理解を深めていただきました。

ノベルティグッズの作成

広報活動の一環として、長崎県産そのぎ茶のティーバッグと絆創膏のセットを作成しました。

県内の生産農家が栽培するそのぎ茶を気軽に飲める緑茶パックにして、実用的で携行しやすい絆創膏とセットにしました。

信用保証等の動向

NAGASAKI
GUARANTEE
REPORT
2025

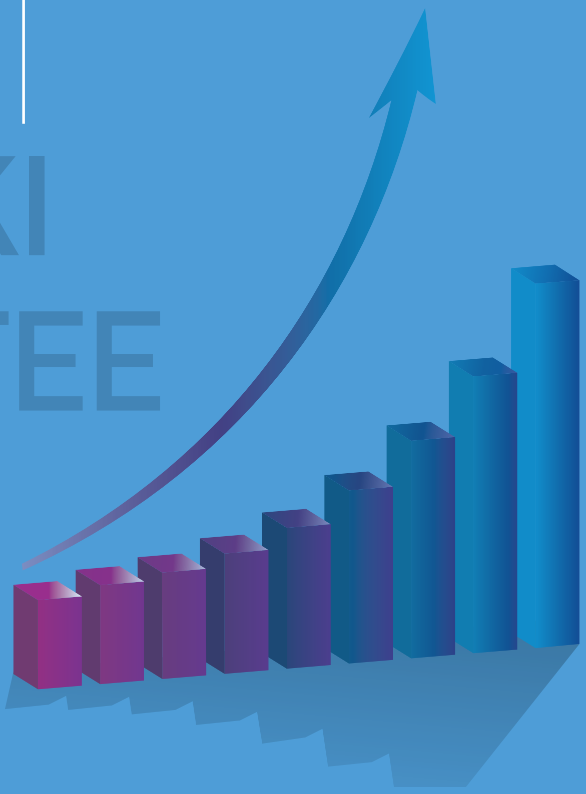

◆保証承諾

（単位：件、百万円、%）

年度	件　数	金　額	前年度比
2	13,154	187,053	242.3
3	4,358	48,637	26.0
4	4,789	60,839	125.1
5	5,530	75,922	124.8
6	5,355	71,729	94.5

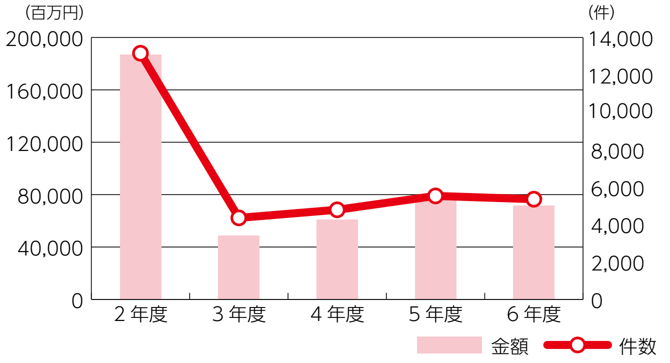

◆保証債務残高

（単位：件、百万円、%）

年度	件　数	金　額	前年度比
2	21,618	232,896	164.0
3	21,713	229,840	98.7
4	22,081	230,998	100.5
5	20,596	209,313	90.6
6	19,873	199,301	95.2

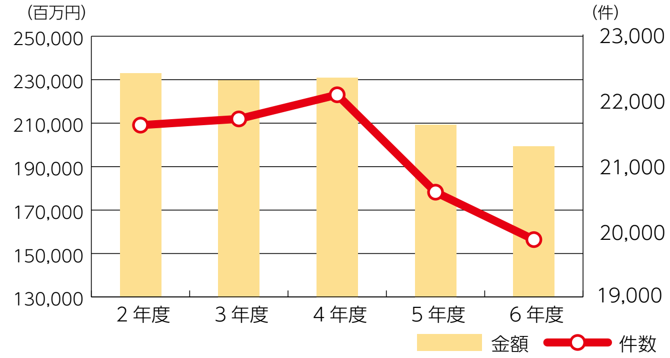

◆代位弁済

（単位：件、百万円、%）

年度	件　数	金　額	前年度比
2	124	1,150	92.2
3	84	717	62.4
4	132	1,295	180.5
5	192	1,729	133.5
6	212	1,736	100.4

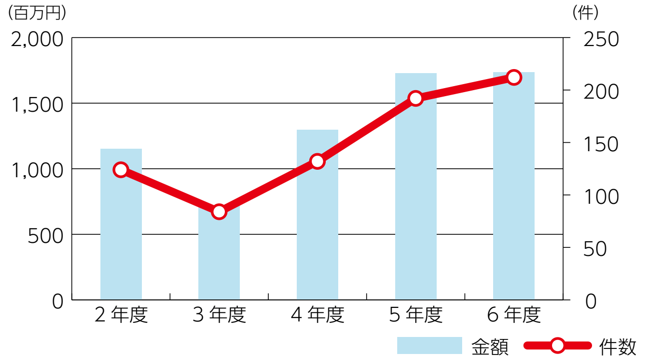

◆回収（元損金）

（単位：件、百万円、%）

年度	金　額	前年度比
2	572	82.7
3	817	142.8
4	553	67.8
5	629	113.6
6	655	104.2

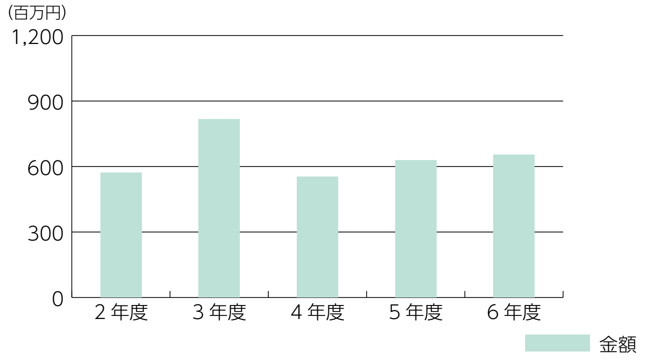

＊金額、比率については、四捨五入の都合により合計が一致しない場合があります。

◆金融機関群別保証承諾

（単位：件、百万円、％）

区　分	件　数	金　額		
			前年度比	構成比
地方銀行	3,840	54,679	97.3	76.2
第二地銀	641	8,861	74.6	12.4
都市銀行	2	32	49.9	0.0
信用金庫	787	7,479	107.0	10.4
信用組合	77	542	77.6	0.8
政府系その他	8	136	184.8	0.2
合　　計	5,355	71,729	94.5	100.0

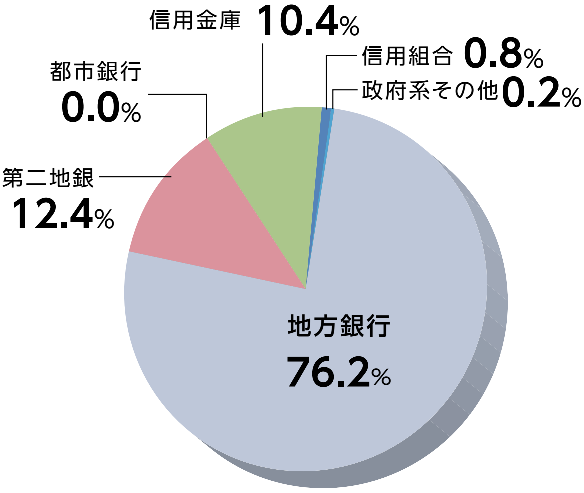

◆金融機関群別保証債務残高

（単位：件、百万円、％）

区　分	件　数	金　額		
			前年度比	構成比
地方銀行	13,819	149,982	93.7	75.3
第二地銀	2,373	24,076	104.5	12.1
都市銀行	39	1,185	71.3	0.6
信用金庫	3,149	20,582	98.9	10.3
信用組合	420	2,787	96.5	1.4
政府系その他	73	689	82.9	0.3
合　　計	19,873	199,301	95.2	100.0

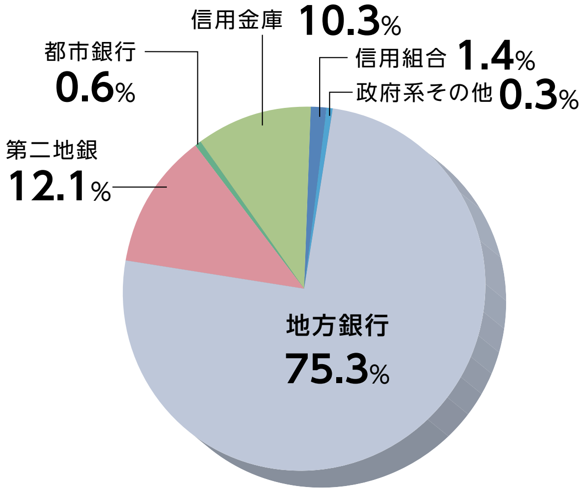

◆金融機関群別代位弁済

（単位：件、百万円、％）

区　分	件　数	金　額		
			前年度比	構成比
地方銀行	143	1,370	105.2	78.9
第二地銀	26	143	49.3	8.2
都市銀行	0	0	–	0.0
信用金庫	31	148	122.5	8.5
信用組合	8	47	342.7	2.7
政府系その他	4	29	896.0	1.7
合　　計	212	1,736	100.4	100.0

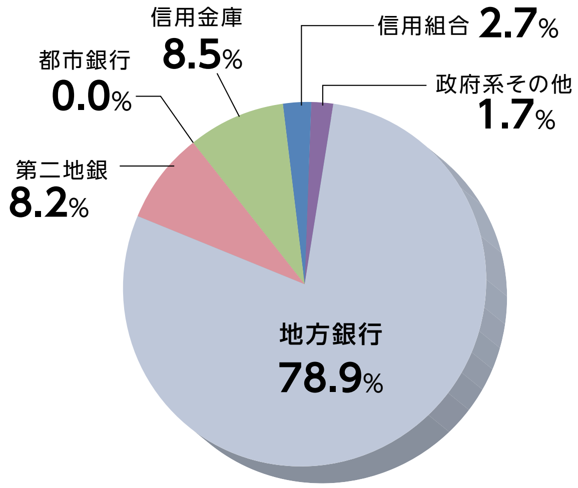

＊金額、比率については、四捨五入の都合により合計が一致しない場合があります。
＊「－」は、昨年度も今年度も実績がないことを示しています。

◆業種別保証承諾

（単位：件、百万円、％）

区　分	件　数	金　額		
			前年度比	構成比
製　造　業	507	8,296	98.8	11.6
建　設　業	1,568	21,797	94.5	30.4
卸　売　業	508	9,171	95.4	12.8
小　売　業	783	9,220	91.5	12.9
不動産業	206	3,043	90.3	4.2
飲食店·宿泊業	439	3,718	90.2	5.2
サービス業	695	6,548	93.9	9.1
そ　の　他	649	9,936	96.5	13.9
合　　計	5,355	71,729	94.5	100.0

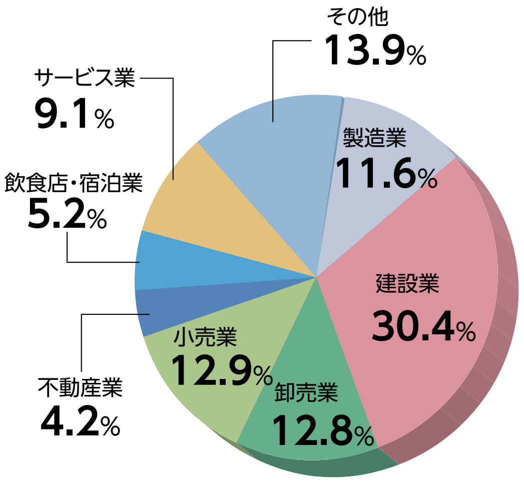

◆業種別保証債務残高

（単位：件、百万円、％）

区　分	件　数	金　額		
			前年度比	構成比
製　造　業	1,831	24,747	95.1	12.4
建　設　業	4,848	49,762	95.9	25.0
卸　売　業	1,710	23,668	94.1	11.9
小　売　業	2,987	26,744	95.7	13.4
不動産業	971	8,613	95.7	4.3
飲食店·宿泊業	2,141	15,682	91.3	7.9
サービス業	2,827	20,192	96.1	10.1
そ　の　他	2,558	29,895	96.1	15.0
合　　計	19,873	199,301	95.2	100.0

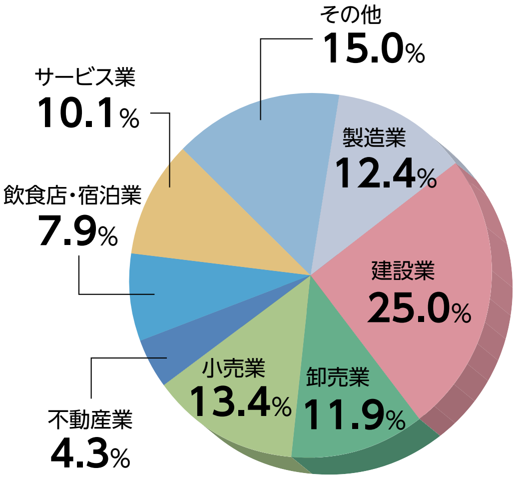

◆業種別代位弁済

（単位：件、百万円、％）

区　分	件　数	金　額		
			前年度比	構成比
製　造　業	17	234	62.9	13.5
建　設　業	28	125	71.2	7.2
卸　売　業	34	423	359.8	24.4
小　売　業	36	222	61.7	12.8
不動産業	0	0	−	0.0
飲食店·宿泊業	57	366	127.7	21.1
サービス業	19	66	38.0	3.8
そ　の　他	21	301	123.0	17.3
合　　計	212	1,736	100.4	100.0

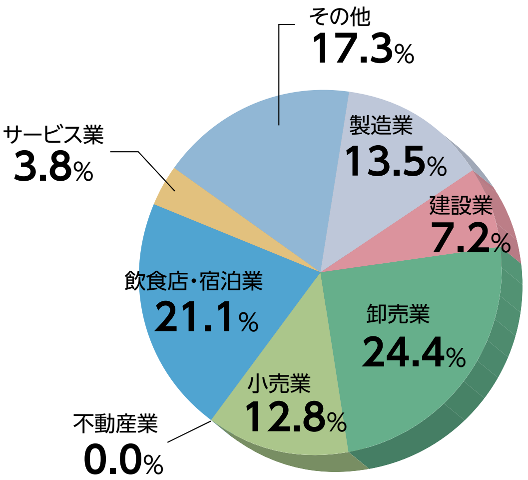

＊金額、比率については、四捨五入の都合により合計が一致しない場合があります。
＊「−」は、昨年度も今年度も実績がないことを示しています。

◆地区別承諾・保証債務残高・代位弁済

（単位：件、百万円、%）

地区	保証承諾 当年度中				保証債務残高				代位弁済 当年度中			
	件数	金　額	前年比	構成比	件数	金　額	前年比	構成比	件数	金　額	前年比	構成比
長崎市	1,711	22,819	92.9	31.9	6,161	63,868	95.8	32.1	73	556	97.1	32.1
佐世保市	871	11,570	90.2	16.2	3,597	35,322	92.7	17.7	46	312	58.8	18.0
島原市	211	3,265	88.3	4.6	777	8,692	99.0	4.4	6	30	21.8	1.8
諫早市	562	7,952	87.4	11.1	2,317	23,169	93.3	11.6	12	62	32.6	3.6
大村市	456	6,366	123.7	8.9	1,482	15,346	102.4	7.7	15	153	159.0	8.8
平戸市	92	1,121	89.3	1.6	409	3,315	90.1	1.7	4	38	<	2.2
松浦市	52	524	65.3	0.7	253	2,175	88.3	1.1	7	15	95.7	0.9
対馬市	119	1,457	64.9	2.0	398	4,580	93.2	2.3	3	28	48.1	1.6
壱岐市	133	2,057	121.3	2.9	327	4,029	98.1	2.0	3	80	3076.1	4.6
五島市	132	1,404	72.2	2.0	516	3,598	93.3	1.8	5	9	612.5	0.5
西海市	134	1,321	112.9	1.8	387	3,393	97.2	1.7	0	0	>	
雲仙市	178	2,137	101.1	3.0	669	8,155	94.2	4.1	14	179	3633.1	10.3
南島原市	210	3,073	96.1	4.3	710	7,603	98.8	3.8	6	40	135.1	2.3
【　市　計　】	4,861	65,066	93.3	91.0	18,003	183,244	95.3	92.0	194	1,502	91.2	86.5
長与町	106	1,371	96.5	1.9	427	3,365	94.3	1.7	5	45	522.1	2.6
時津町	143	2,191	105.2	3.1	465	4,968	96.7	2.5	5	17	33.9	1.0
【西彼杵郡計】	249	3,562	101.7	5.0	892	8,333	95.7	4.2	10	63	104.9	3.6
東彼杵町	29	373	85.3	0.5	99	881	85.8	0.4	2	108	<	6.2
川棚町	38	389	183.2	0.5	163	999	87.7	0.5	0	0	－	
波佐見町	76	1,238	140.2	1.7	298	2,651	95.3	1.3	3	44	220.3	2.6
【東彼杵郡計】	143	2,001	130.5	2.8	560	4,531	91.6	2.3	5	152	755.0	8.8
小値賀町	12	63	221.3	0.1	42	140	98.7	0.1	0	0	－	
佐々町	43	479	80.0	0.7	205	1,569	91.0	0.8	1	6	<	0.4
【北松浦郡計】	55	542	86.5	0.8	247	1,709	91.6	0.9	1	7	<	0.4
新上五島町	47	559	109.2	0.8	171	1,484	96.8	0.7	2	12	1027.2	0.7
【南松浦郡計】	47	559	109.2	0.8	171	1,484	96.8	0.7	2	12	1027.2	0.7
【　郡　計　】	494	6,663	107.9	9.3	1,870	16,057	94.2	8.1	18	233	287.6	13.5
合　計	5,355	71,729	94.5	100.0	19,873	199,301	95.2	100.0	212	1,736	100.4	100.0

＊金額、比率については、四捨五入の都合により合計が一致しない場合があります。

＊「>」は、昨年度実績があり、今年度実績がないことを示しています。
「<」は、昨年度実績がなく、今年度実績があることを示しています。
「－」は、昨年度も今年度も実績がないことを示しています。

◆制度別承諾・保証債務残高・代位弁済

（単位：件、百万円、％）

保証制度		保証承諾				保証債務残高				代位弁済			
		件　数	金　額	前年比	構成比	件　数	金　額	前年比	構成比	件　数	金　額	前年比	構成比
全制度		5,355	71,729	94.5	100.0	19,873	199,301	95.2	100.0	212	1,736	100.4	100.0
主体別	協会制度	1,963	30,681	95.0	42.8	4,181	52,206	89.3	26.2	23	236	135.9	13.6
	県制度	2,580	36,524	91.1	50.9	12,607	135,735	96.8	68.1	156	1,407	95.3	81.1
	市町制度	812	4,524	128.1	6.3	3,085	11,361	106.1	5.7	33	92	116.9	5.3
種類別	創業	254	1,313	105.6	1.8	1,152	4,008	108.3	2.0	11	20	21.8	1.2
	小企業	451	2,038	134.0	2.8	1,260	3,666	125.0	1.8	18	45	342.5	2.6
	当貸・カード	400	5,850	96.0	8.2	784	10,938	99.1	5.5	2	12	129.6	0.7
	タンカツ	205	2,691	96.3	3.8	199	2,619	93.0	1.3	1	1	24.1	0.1
	事業性評価	25	677	117.7	0.9	107	2,554	104.1	1.3	0	0	−	0.0
	事業承継	9	299	553.5	0.4	25	492	165.3	0.2	0	0	−	0.0
	コロナ	2	35	1.3	0.0	6,917	65,178	70.2	32.7	104	1,020	81.6	58.8
	伴走特別	1,021	21,049	69.4	29.3	2,534	49,796	152.4	25.0	16	156	<	9.0
制度別	エクセレント	139	3,252	116.1	4.5	238	5,546	100.4	2.8	0	0	−	0.0
	マル優長期	62	832	71.8	1.2	328	3,846	95.7	1.9	1	27	122.6	1.5
	県経営安定（長期設備）	58	1,199	310.6	1.7	237	3,280	112.1	1.6	1	73	<	4.2
	県地方創生	1	50	172.4	0.1	30	983	93.4	0.5	0	0	−	0.0
	わくわくミニ	64	107	92.5	0.1	121	209	97.4	0.1	1	2	59.2	0.1
	税理士連携ＴＡＧ	4	44	314.3	0.1	4	44	314.3	0.0	0	0	−	0.0
	ＳＹＯＵＫＥＩ	1	50	625.0	0.1	5	125	87.9	0.1	0	0	−	0.0
	県事業承継	5	166	<	0.2	8	169	806.1	0.1	0	0	−	0.0
	事業性評価みらい	8	224	64.2	0.3	49	1,524	89.9	0.8	0	0	−	0.0
	わくわく７００	70	289	95.7	0.4	139	541	90.4	0.3	0	0	>	0.0
	財務要件型無保証人	9	157	103.5	0.2	12	207	111.7	0.1	0	0	−	0.0
	タンカツＧＯ	205	2,691	96.3	3.8	199	2,619	93.0	1.3	1	1	<	0.1
	全力応援保証	0	0	−	0.0	671	3,978	63.3	2.0	2	10	74.4	0.6
	承継特別	2	74	<	0.1	4	107	261.2	0.1	0	0	−	0.0
	県緊急支援（コロナ）	2	35	1.3	0.0	1,682	17,831	75.1	8.9	43	516	107.5	29.7
	県コロナ	0	0	−	0.0	4,990	43,799	68.0	22.0	53	365	63.1	21.0
	伴走特別	0	0	−	0.0	4	81	86.2	0.0	0	0	−	0.0
	改善サポ感染	2	150	<	0.2	9	418	110.6	0.2	1	15	<	0.9
	県伴走特別	1,021	21,049	69.4	29.3	2,530	49,715	152.5	24.9	16	156	<	9.0
	県地方創生SDGｓ	0	0	>	0.0	4	92	79.5	0.0	0	0	−	0.0
	ＪＳパートナー	908	14,982	87.5	20.9	905	14,951	88.3	7.5	3	11	380.1	0.7
	ＡＢＬ保証	5	214	85.9	0.3	5	214	85.9	0.1	0	0	−	0.0
	特定社債	2	224	112.0	0.3	19	1,054	81.1	0.5	0	0	−	0.0
	県経営安定	369	4,602	371.4	6.4	903	6,187	162.9	3.1	11	51	40.4	2.9
	県経営安定（短期）	223	1,720	108.7	2.4	100	803	83.1	0.4	3	20	89.4	1.1
	県地域産業支援	223	1,652	167.7	2.3	662	3,019	120.4	1.5	4	13	299.9	0.7

＊金額、比率については、四捨五入の都合により合計が一致しない場合があります。

＊「>」は、昨年度実績があり、今年度実績がないことを示しています。
「<」は、昨年度実績がなく、今年度実績があることを示しています。
「−」は、昨年度も今年度も実績がないことを示しています。

令和6年度
決算報告

NAGASAKI
GUARANTEE
REPORT
2025

(1)貸借対照表

（令和7年3月31日現在　単位：千円）

借方 科目	金額
現金	56
現金	56
小切手	0
預け金	9,493,636
当座預金	24,102
普通預金	877,219
通知預金	0
定期預金	8,587,000
郵便貯金	5,315
金銭信託	0
有価証券	23,972,894
国債	0
地方債	4,589,106
社債	19,380,788
株式	3,000
受益証券	0
新株予約権	0
ファンド出資	0
譲渡性預金	0
その他	0
動産・不動産	558,553
事業用不動産	522,987
事業用動産	35,566
所有動産・不動産	0
建設仮勘定	0
損失補償金見返	0
保証債務見返	199,301,449
求償権	394,719
譲受債権	0
雑勘定	508,766
仮払金	21,236
保証金	0
厚生基金	30,189
連合会勘定	28
未収利息	54,591
有価証券未収入金	0
未経過保険料	402,723
合計	234,230,073

貸方 科目	金額
基本財産	22,812,337
基金	8,021,449
基金準備金	14,790,888
制度改革促進基金	60,450
収支差額変動準備金	6,118,266
その他有価証券評価差額金	0
責任準備金	1,310,339
求償権償却準備金	114,870
退職給与引当金	683,342
損失補償金	0
保証債務	199,301,449
求償権補塡金	0
保険金	0
損失補償補塡金	0
借入金	0
長期借入金	0
（うち日本政策金融公庫分）	0
短期借入金	0
（うち日本政策金融公庫分）	0
収支差額変動準備金造成資金	0
雑勘定	3,829,020
仮受金	3,005
保険納付金	24,139
損失補償納付金	22,417
未経過保証料	3,777,978
未払保険料	600
未払費用	881
有価証券未払金	0
合計	234,230,073

貸借対照表

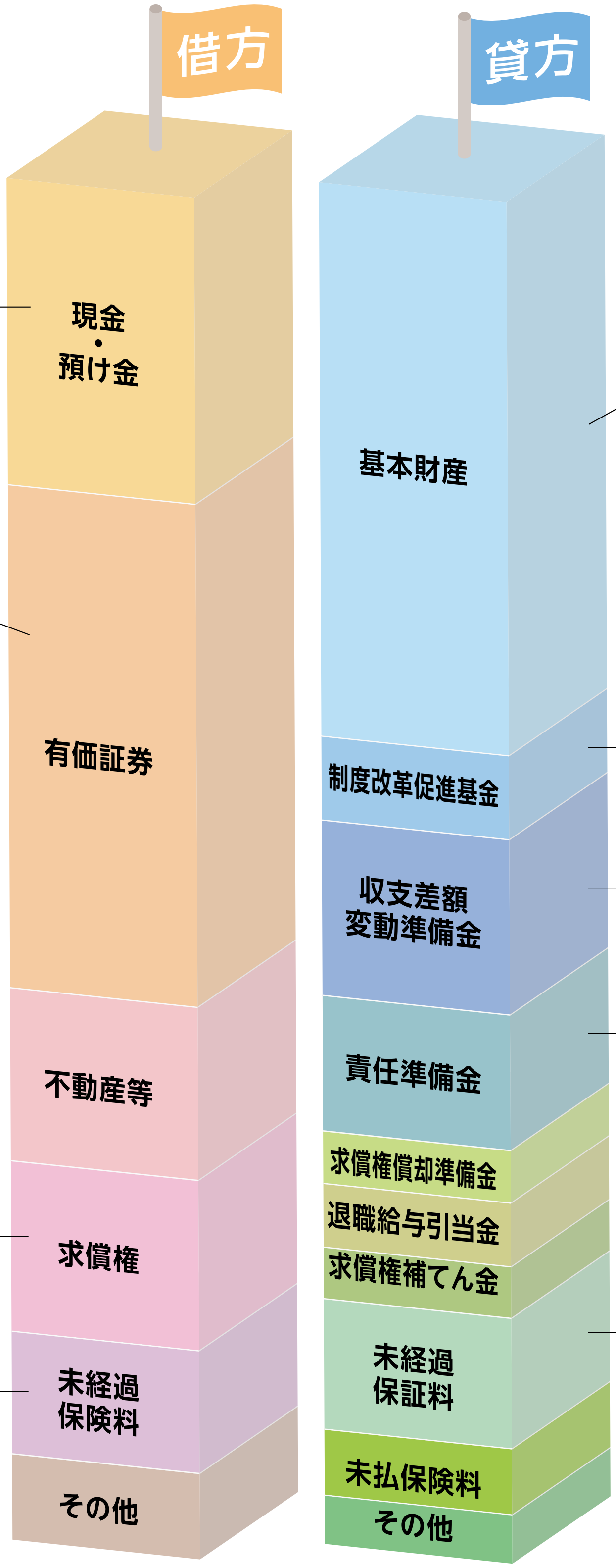

用語解説

現金・預け金
保証の利用を促進するため、金融機関へ預託しています。

有価証券
安全有利な資金運用を行うため、社債、地方債等保有しています。

求償権
金融機関に代位弁済し取得した求償権ですが、経理上の求償権は、代位弁済した金額から、回収金並びに償却分(保険金、損失補償金、自己償却分)を控除したものです。

未経過保険料
日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌年度に係る分を計上しています。

基本財産
一般企業の資本金に相当するものです。地方公共団体や金融機関等から拠出された「基金」と過去の収支差額の累計「基金準備金」で構成されています。

制度改革促進基金
責任共有制度によって生じた損失を優先的に処理するために国から交付されており、一定の範囲内で取崩しが可能です。

収支差額変動準備金
収支差額に欠損が生じた場合など、協会経営の安定のために積み立てています。

責任準備金
将来の不測の事態に備えて年度末の保証債務に対して一定の割合で積み立てています。

未経過保証料
受入保証料のうち、翌年度以降に係る部分を計上しています。

＊保証債務見返(借方)と保証債務(貸方)は同額のため、この表からは、除いています。

(2) 収支計算書

（令和6年4月1日～令和7年3月31日　単位：千円）

支出の部	
科目	金額
経常支出	1,823,966
業務費	889,750
役職員給与	471,659
退職給与引当金繰入	45,477
その他人件費	106,450
旅費	4,677
事務費	128,563
賃借料	55,596
動産・不動産償却	17,084
信用調査費	3,068
債権管理費	10,814
指導普及費	20,723
負担金	25,639
借入金利息	0
信用保険料	933,716
責任共有負担金納付金	0
雑支出	500
経常収支差額	528,868
経常外支出	2,864,798
求償権償却	1,438,617
譲受債権償却	0
雑勘定償却	907
有価証券評価損	0
有価証券売却損	0
退職金	66
責任準備金繰入	1,310,339
求償権償却準備金繰入	114,870
その他支出	0
経常外収支差額	5,350
制度改革促進基金取崩額	42,869
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	577,087
収支差額変動準備金繰入額	288,000
基本財産繰入額又は基本財産取崩額	289,087

収入の部	
科目	金額
経常収入	2,352,835
保証料	1,872,616
預け金利息	4,865
有価証券利息・配当金	231,155
調査料	0
延滞保証料	0
損害金	12,253
事務補助金	2,241
責任共有負担金	201,958
雑収入	27,748
経常外収入	2,870,148
償却求償権回収金	60,374
責任準備金戻入	1,365,594
求償権償却準備金戻入	106,541
求償権補填金戻入	1,337,639
保険金	1,150,589
損失補償補填金	187,050
有価証券評価益	0
有価証券売却益	0
補助金	0
その他収入	0

収支計算書

用語解説

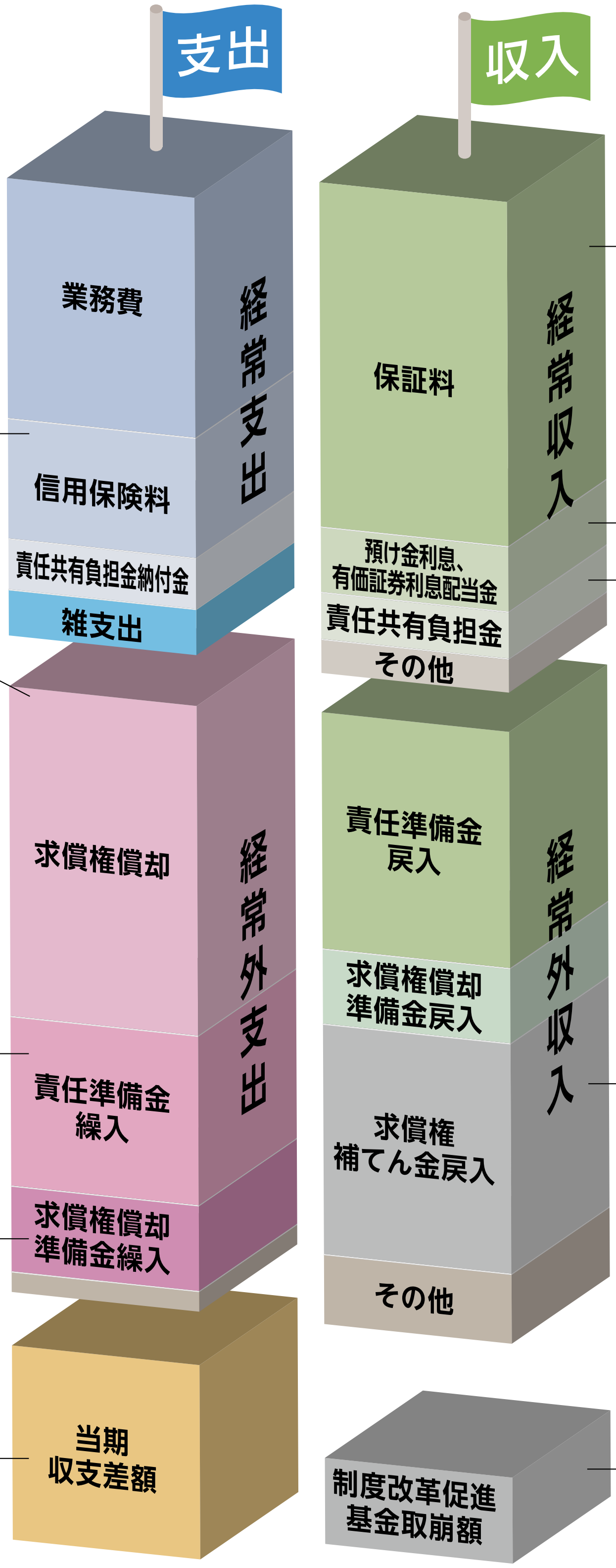

信用保険料
日本政策金融公庫へ支払う信用保険料です。

求償権償却
年度末求償権のうち回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金残額等を計上しています。

責任準備金繰入
将来の不測の事態に備えて積み立てる準備金で、一般企業の「貸し倒れ引当金」に相当するものです。年度末の保証債務残高に対して一定の割合を積み立てます。

求償権償却準備金繰入
資産の健全性を保つために、年度末求償権のうち回収困難額を見積もって、一定の割合を積み立てます。

当期収支差額
全額を基本財産または収支差額変動準備金に組入れ、当協会が健全な経営を行い、公共的使命を果たしていくうえで必要な財産の充実を図ります。

保証料
保証ご利用の際に中小企業の皆様にご負担いただく保証料で、当該決算期間に対応する額が計上されます。

預け金利息、有価証券利息配当金
金融機関に預け入れた預金の受取利息と有価証券等からの受取利息配当金です。

責任共有負担金
責任共有制度において負担金方式を選択した金融機関が、過去の制度利用実績(代位弁済等)に応じて協会に納める負担金を計上しています。

求償権補てん金戻入
代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体・保証協会連合会から受領した損失補償金からなっています。

制度改革促進基金取崩額
平成17年4月以降に保証した部分保証制度、平成19年10月以降保証した負担金方式による責任共有制度によって生じた求償権の自己償却額の一部及び責任共有制度の導入・促進並びに保険料率見直しのためのシステムに係る減価償却費を取り崩しています。

(3) 財産目録

（令和7年3月31日現在　単位：千円）

資産	
科　目	金　額
現金	56
預け金	9,493,636
金銭信託	0
有価証券	23,972,894
動産・不動産	558,553
損失補償金見返	0
保証債務見返	199,301,449
求償権	394,719
譲受債権	0
雑勘定	508,766
合計	234,230,073

負債	
科　目	金　額
その他有価証券評価差額金	0
責任準備金	1,310,339
求償権償却準備金	114,870
退職給与引当金	683,342
損失補償金	0
保証債務	199,301,449
求償権補填金	0
借入金	0
雑勘定	3,829,020
合計	205,239,020
正味財産	28,991,054

経営計画

■令和6年度　経営計画の評価

■令和7年度　経営計画

NAGASAKI
GUARANTEE
REPORT
2025

令和6年度　経営計画の評価

1．業務環境

(1) 県内の経済動向

長崎県の景気は緩やかに回復し、個人消費は一部に物価高の影響があるものの、賃上げの動きのもとで回復基調が続きました。観光は、団体客やインバウンド客が増加し、宿泊･観光施設の利用者が増えており、増加しました。公共投資は回復しましたが、設備投資については増加の動きが一服しました。生産は電子部品･デバイスや造船を中心に増加しました。

企業倒産は件数、負債総額とも前年度を上回りました。景気回復に伴い、業況が改善している企業もいる中で、人手不足や物価高等の影響によって業況低迷が続き、事業継続を断念する企業も増えています。今後は、人手不足感の強まりや物価上昇に加え、各国の通商政策等が国内外の経済物価情勢や金融為替市場に及ぼす可能性があり、その影響を注視していく必要があります。

(2) 中小企業向け融資の動向

県内主要金融機関の中小企業向け貸出残高は、前年度に続き増加しました。

(3) 県内中小企業の資金繰り状況

資金繰り状況は、景気回復とともに一部では改善がみられましたが、人手不足や物価高の影響を受ける中小企業にとっては、依然として厳しい状況が続きました。

(4) 県内中小企業の設備投資動向

設備投資については、増加の動きに一服感がみられました。

(5) 県内の雇用情勢

企業の人手不足感が続くもとで、緩やかな改善が続きました。

2．事業状況

令和6年度　業務数値　　（単位：件、百万円、%）

項目＼年度	件数		金額		計画値（金額）	計画比
		対前年度実績比		対前年度実績比		
保証承諾	5,355	96.8	71,729	94.5	55,000	130.4
保証債務残高	19,873	96.5	199,301	95.2	194,109	102.7
代位弁済	212	110.4	1,736	100.4	2,200	78.9
実際回収	61	108.9	655	104.2	400	163.8

令和6年度は、県内の景気が緩やかに回復する中、人手不足や物価高等の影響を受けて、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続きました。そのような中小企業の支援のために、各種保証制度の創設･改正に迅速に対応し、保証制度の周知を強化するとともに、情報交換会や業務研修会を通して金融機関や中小企業支援機関との情報共有と連携強化を図りました。

厳しい環境の中で資金繰りや収益力に課題を抱える企業、事業の成長や生産性向上等を前向きに目指す企業に対して、伴走支援型特別保証や経営力強化保証等の政策保証等を活用した資金繰り支援に積極的に

取り組み、加えて、部署横断的な組織体制のもと経営支援の取組を強化し、金融機関や中小企業支援機関との連携を図りながら、組織一丸となった経営支援に努めました。

それらの取組の結果、保証承諾は717億29百万円、前年度比94.5%と前年度実績を下回りましたが、伴走支援型特別保証の駆け込み需要等により計画比130.4%と計画を上回りました。保証債務残高は、コロナ関連融資の返済も進み1,993億1百万円で、前年度比95.2%の減少となりました。

代位弁済は、17億36百万円、前年度比100.4%、計画比78.9%となりました。令和4年度以降、代位弁済はコロナ前から業況が厳しい先を中心に徐々に増加し、コロナ前の水準に戻りつつありますが、返済負担軽減のための借換え等による資金繰り支援や返済緩和の条件変更を適正かつ柔軟に対応し、前年度実績程度にとどめることができました。

求償権回収については、有担保求償権の減少、第三者保証人のいない求償権の増加、破産手続き等の法的整理の増加等に伴い、回収環境は厳しいながらも、管理事務停止及び求償権整理による回収業務の効率化を図るとともに、債務者等の現況を把握し、その実情に応じた回収方針を早期に策定することで回収の最大化に努めました。実際回収は、大口回収の発生等もあり、6億55百万円と前年度比104.2%となり、計画比163.8%と計画を大きく上回りました。

3. 決算概況

令和6年度　収支実績

（単位：百万円、%）

項　目	計　画	実　績	対前年度実績比	計画比
経常収入	2,203	2,353	102.7	106.8
経常支出	1,787	1,824	100.6	102.1
経常収支差額	416	529	110.6	127.1
経常外収入	3,149	2,870	90.8	91.2
経常外支出	3,200	2,865	93.5	89.5
経常外収支差額	△ 51	5	5.6	－
制度改革促進基金取崩額	76	43	125.2	56.3
収支差変動準備金取崩	0	0	－	－
当期収支差額	441	577	94.9	130.9
基本財産繰入	221	289	94.8	130.9

令和6年度　財務実績

（単位：百万円、%）

項　目		計　画	実　績	対前年度実績比	計画比
期末基本財産	基金	8,021	8,021	100.0	100.0
	基金準備金	14,772	14,791	102.0	100.1
	合計	22,793	22,812	101.3	100.1
制度改革促進基金造成		0	0	－	－
制度改革促進基金取崩		76	43	125.2	56.3
制度改革促進基金期末残高		26	60	58.5	232.5
収支差額変動準備金繰入		220	288	95.0	130.9
収支差額変動準備金取崩		0	0	－	－
収支差額変動準備金期末残高		6,101	6,118	104.9	100.3

経常収入は、保証承諾及び保証債務平均残高の減少に伴い、保証料収入が前年度と比べ90百万円減少した一方で、令和4年度及び令和5年度の代位弁済増加による責任共有負担金の増加等により、経常収入の合計は23億53百万円、前年度比102.7%、前年度と比べ62百万円の増加となりました。

経常支出の合計は18億24百万円、前年度比100.6%となりました。保証債務平均残高の減少により信用保険料は減少しましたが、保証業務の電子化に伴う文書管理システム及びサーバーの導入にかかる費用、本所事務所の管理にかかる負担金等の増加を要因として、経常支出は前年度比11百万円の増加となりました。

その結果、経常収支差額は5億29百万円となり、前年度比110.6%、計画比127.1%となりました。

経常外収入は、代位弁済における保険金受領の減少による求償権補填金戻入が減少し、経常外支出では求償権償却が減少したことにより、経常外収支差額は5百万円、前年度比90百万円の減少となりました。

経常収支差額と経常外収支差額の合計額5億34百万円に、制度改革促進基金取崩額43百万円を加算し、当期収支差額は5億77百万円、前年度比94.9%、計画比130.9%となりました。

なお、当期収支差額の処理は、2億88百万円を収支差額変動準備金に繰り入れ、残り2億89百万円を基金準備金に繰り入れました。

基本財産は、当期収支差額5億77百万円のうち2億89百万円を基金準備金に繰り入れたことにより、期末の基金準備金は147億91百万円となり、基本財産総額は228億12百万円となりました。また、制度改革促進基金は、43百万円を取り崩した結果、期末残高60百万円となり、収支差額変動準備金は、当期収支差額のうち2億88百万円を繰り入れたことにより、期末残高61億18百万円となりました。

4．重点課題への取り組み状況

(1) 保証部門

❶ 中小企業に寄り添った、きめ細やかな資金繰りと経営改善の支援

感染症の影響や、物価高等の複合的な要因により経営に支障をきたしている中小企業への支援のため、6月末で申込受付が終了する伴走支援型特別保証について周知漏れがないよう、ゼロゼロ融資のみを利用し、その後の保証利用がなく、金融機関のモニタリング対象先でない企業1,563先に対して直接チラシを送付する等、保証制度の周知強化と利用促進を図りました。

また、実地調査や面談、McSS（経営診断報告書）の提供等、事業者と直接対話をする機会を通して、企業の実態や経営課題等を把握した上で、経営状況や成長性を総合的に評価·分析し積極的な支援を行うことができました。

加えて、保証から再生支援までの各フェーズで企業に対し経営支援を提案する部署横断的な支援体制のもと、保証部門で保証の申込や事前協議等を受けた企業の中から経営支援の必要性を検討して抽出を行い、経営支援部門と連携し、金融機関と情報共有しながら保証利用先の経営支援に積極的に取り組むことができました。

その結果、資金繰りや収益力等に課題を抱える企業に対して、伴走支援型特別保証等の政策保証を活用した借換えによる返済負担軽減等の資金繰り支援や保証部門における支援先の抽出等を行ったことによるタイムリーな経営改善の支援に取り組むことができ、伴走支援型特別保証の取扱終了に伴う駆け込み需要と相まって、保証承諾（計画比130.4%）、保証債務残高（計画比102.7%）ともに計画を上回りました。

引き続き、部署横断的な支援体制のもと経営支援部門と連携して、中小企業に寄り添い、きめ細やかな資金繰りと経営改善に向けた支援に取り組んでまいります。

❷経営者保証を不要とする保証の推進

経営者保証を不要とする取扱いについて、金融機関に対し保証申込時に個々に提案することに加え、事前協議書の書式改正を行い、経営者保証免除に関する項目を追加することで、金融機関の担当者への意識付けを促すとともに、事前協議の回答時においても個々に提案し推進を図りました。また、経営者保証を不要とする各種保証制度について、金融機関向けの業務研修会等での周知、利用推進に努めました。

その結果、経営者保証を不要とする保証の実績は年間393件、前年度比131.0%となり、前年度の実績を上回りました。

今後も、中小企業の事業の成長や事業承継、早期の事業再生に寄与するため、経営者保証を不要とする保証の推進に努めてまいります。

❸企業の持続的発展の支援

事業の発展や成長に向けての事業再構築や事業転換等の前向きな資金について、金融機関と連携し柔軟かつ積極的に支援を行いました。また、企業の持続的発展の支援のため、政策保証の創設及び周知に迅速に対応するとともに、県や各市町を訪問し意見交換や情報共有を行った結果、地方自治体制度の創設･改正に繋げることができ、保証の利便性向上に寄与することができました。

今後も県や各市町との定期的な情報共有と意見交換を行い、引き続き保証の利便性向上に取り組み、厳しい経営環境の中でも前向きに事業の発展や成長を目指す企業の支援に努めてまいります。

❹金融機関や中小企業支援機関との連携

金融機関や中小企業支援機関との日常的な来会や訪問による相談等（年間736回対応）のほか、金融機関とは支店長との情報交換会（年間20回実施）での情報共有や意見交換を図るとともに、行職員との業務研修会等（年間13回実施）での制度説明や質疑応答を通して、信用保証業務への理解、協力を求めるなど、金融機関や中小企業支援機関との連携強化を図りました。

また、昨年度に引き続き金融機関合同研修会を開催し、まだ融資経験が少ない行職員に対して、信用保証制度や信用保証業務等の説明に加え、グループワークを行い、若年層での交流、連携強化に取り組みました。

金融機関や中小企業支援機関とは日常的な対話の中で情報共有や意見交換を行い、情報交換会や業務研修会を通じた連携強化を図ることに努め、保証や経営支援における取組への理解と協力のもと、中小企業の資金繰りや経営安定のための支援に引き続き取り組んでまいります。

（2）期中管理・経営支援部門

❶中小企業に寄り添った、きめ細やかな経営改善の支援

経営支援については、幅広く、早期に中小企業に対して経営改善に向けた提案をするため、令和6年度に本支所の保証課と経営支援課の課長代理に経営支援推進担当の兼務発令を行い、部署横断的に経営支援に取り組む体制を整え、経営支援の推進に取り組みました。日常業務（保証や条件変更の申

込、金融機関の事前協議、延滞の管理、各種モニタリングのフォローアップ等）の中から支援候補先を抽出し、その都度、「経営支援ブリーフィング」で支援方針や適した経営支援メニュー（経営安定化支援事業、405補助事業、中小企業活性化協議会ほか中小企業支援機関の紹介等）を検討し、金融機関との連携のもと事業者に提案する取組を行い、年間474件の支援候補先を検討し、424企業に経営支援メニュー等を提案することができました。

そのうち、経営安定化支援事業については、84企業に利用を打診し、23企業に対して実施することができ、前年度の実績を上回りました。また、同事業の支援先モニタリングでは、計画25企業に対し31企業へのモニタリングを実施し、過年度に支援した企業のフォローアップに努めました。

また、中小企業活性化協議会の利用提案を157件実施し、そのうち事業再生に向けた同協議会への事前相談に33件繋げることができました。

これらの経営支援及び再生支援を推進するために「がんばる長崎中小企業経営支援ネットワーク」の実務責任者会議及び代表者会議を開催し、経営課題を抱えた中小企業への支援について情報共有や意見交換を実施し、参加したネットワーク加盟機関との連携強化を図りました。

加えて、令和4年9月に九州経済産業局及び中小企業活性化協議会と締結した「中小企業の収益力改善･事業再生･再チャレンジの総合的支援に向けた連携協定」に基づき、各機関と四半期毎の情報交換を実施するとともに、企業の個別の実情に応じた経営支援会議の開催、又は中小企業活性化協議会や金融機関が開催する会議への参加によって、金融機関及び中小企業支援機関と連携した経営支援、再生支援に努めました。

更には、県商工会連合会及び日本政策金融公庫と「魅力発信!ながさき商談会」を共催し、ビジネスマッチングの機会を設けるなど、中小企業の経営に寄り添った支援に取り組むことができました。

部署横断的な経営支援体制での初年度としては、保証部門との緊密な情報共有や金融機関や中小企業支援機関との連携のもと、経営支援のコーディネーターとしての役割を発揮し、中小企業の収益力改善や事業再生等に向けた行動を後押しすることができました。

引き続き、経営支援及び再生支援の取組を進化、深掘りし、中小企業支援の更なる充実に努めてまいります。

❷スタートアップの支援

地方公共団体、金融機関、商工関係団体等と連携し、創業相談や創業保証を行い、創業後の業況把握や経営課題についての相談対応等フォローアップの実施、及び、経営安定化支援事業を活用した創業者支援に努めました。また、地方公共団体や商工会議所が主催する創業セミナー･創業塾への参加や講師派遣、福岡やWebで開催された移住相談会への参加等を通して、創業を検討されている方に対し、創業マインドの醸成や保証制度の周知にも取り組みました。

その結果、各種創業保証制度の保証承諾は254件となり、対前年度比111.4%と前年度実績を上回りました。今後とも金融機関や地方公共団体、中小企業支援機関と協力しながら創業の支援に努めてまいります。

❸事業承継への取組

事業承継の課題を抱える中小企業に対して、金融機関や中小企業支援機関との情報交換を行い、経営者保証ガイドラインや事業承継関連の保証制度の周知を図り、同保証制度を活用した支援に努めました。

また、長崎県事業承継·引継ぎ支援センターの関係機関連絡会議への参加等、情報交換や連携強化を図るとともに、「経営支援ブリーフィング」による抽出先で事業承継を課題とする企業には、金融機関を通じて同センターの紹介を行う等の支援に努めており、今後とも引き続き取り組んでまいります。

❹経営支援の取組に関する定量的な効果検証の指標及び目標値

令和5年度の経営支援実施先を対象として、「アドバイザー会議·経営サポート会議·バンクミーティング開催による支援」、「専門家派遣事業による支援」、「経営改善計画策定支援補助事業による支援」の3事業、及び「返済緩和による支援」先について、決算内容の前年比較を行い、売上高の増減、経常利益の増減、CRDカテゴリの推移を分析し、経営支援の効果検証を行いました。

検証の結果、目標値である「CRD カテゴリ」は前期比同等以上のカテゴリに推移した割合が検証企業全体の70.2%と、目標値である50%以上を達成し、経営支援の取組について一定の実効性を確認することができました。

引き続き効果的な経営支援を実施するために、定量的な効果検証の指標及び目標値を設定し、令和7年度計画へ明記しました。

(3) 回収部門

❶求償権の状況に応じた適切な管理、回収

本所においては期中管理から管理回収までを同じ担当者が行い、佐世保支所の期中管理部門とも連携し、債務者等の現況を把握し、実情に応じた回収方針を早期に策定することで回収の最大化に努めました。

❷「経営者保証ガイドライン」や「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」を活用した保証債務免除の対応

経営者保証ガイドラインに基づく保証債務免除に柔軟に対応し、定期入金を行っている保証人に対しては、一部弁済による連帯保証債務免除ガイドラインを活用した保証債務免除を行い、適切かつ効率的な回収に取り組みました。

❸事業継続、事業再生の各局面の求償権先への適切な対応

事業継続しながらやむを得ず代位弁済に至った求償権先に対しては、十分な協議を重ね弁済額を検討し、資金繰りの安定化を図るとともに事業継続の支援に努めました。また、業況把握の上で求償権消滅保証の対応が可能と考えられる先には、必要に応じて同保証制度の提案を行いました。加えて、第二会社方式や不等価譲渡による事業再生にも対応し、金融機関や中小企業支援機関等の関係機関と連携して再生支援に取り組みました。

❹管理事務停止、求償権整理の推進

回収に努めたものの回収見込みが乏しい求償権については、管理事務停止及び求償権整理を実施し、回収業務の効率化を図りました。

引き続き、適切かつ効率的な債権回収とともに、管理事務停止及び求償権整理を推進し、効率的な回収業務に努めてまいります。

（4）その他間接部門

❶内部管理体制の強化

自然災害、人為的·社会的災害、環境災害等の緊急事態時における業務への影響を最小限に留めるため、事業継続計画（BCP）に基づき、各部署で職員が災害時における役割や行動について共有し、一斉通報システムの利用についても再確認を行う等、災害時を想定した行動確認を行いました。加えて、本支所の両拠点で火災発生時の避難訓練を実施する等、職員の防災意識の向上を図りました。それらの取組によって、台風接近時には事業継続計画（BCP）に沿った円滑な対応を行い、業務運営を継続することができました。

また、組織一丸となった経営支援に取り組むために、部署横断的に経営改善に向けた提案を行う体制を整えるとともに、全課長による課長会、並びに役員、全部長による幹部会において、各部門の課題や経営計画等についての意見交換を行い、活発なコミュニケーションによる組織の活性化に一層努め、内部での情報共有及び内部管理体制の強化に繋げることができました。

❷コンプライアンス態勢の維持、向上

コンプライアンス·プログラムに基づき、コンプライアンス·チェックシートによる意識調査の実施、不祥事件等事例の情報共有等を行い、コンプライアンス·マインドの維持、向上に努めました。

また、「不当要求·カスハラの現状と対策」をテーマとした内部研修を実施し、不当要求やカスハラの現状について認識し、不当要求等を受けた場合の対応策並びに日頃からの心構えについて意識向上を図りました。

❸反社会的勢力の排除

警察、長崎県暴力追放運動推進センター、金融機関等と反社会的勢力の排除に向けた体制を整え、全国信用保証協会連合会の「反社会的勢力等情報共有化システム」や当協会固有の「新聞報道等関連情報検索」を適正に運用し、反社会的勢力の排除に努めました。

❹人材の育成及び成長の促進

職員の希望も参考にしながら研修及び通信教育の受講計画を策定し、その実施に取り組みました。外部研修においては延べ60名が参加し、通信教育は56名が修了し、1名が経営アドバイザーの資格を取得するなど職員の能力向上に寄与することができました。

また、世代間の相互理解を目的とした「指導する側（上司）」と「指導される側（部下）」の階層別のコミュニケーション力向上の研修や、部署内での定期的な1on1の実施等、上司と部下の信頼関係をより深め、部下指導がより効果的に行える環境づくりに取り組み、人材育成に努めました。

❺広報活動の充実

創設·改正した保証制度はタイムリーに金融機関へ通知し、ホームページや機関紙等での情報掲載のほか、報道機関やメディアへのプレスリリースを積極的に行い、新聞等での記事掲載を通じ、中小企業や関係機関等への周知強化に努めました。経営支援メニューについても、チラシやリーフレットのリニューアルを行い、利便性の向上を図りました。

また、広報活動全般において、各課の職員とも連携し、そのあり方や既存の広報媒体の見直しについても意見交換を行い、広報活動の新たな取組等を検討しました。その結果をもとに、令和7年度は中小企業の支援に繋がる広報活動の更なる充実に取り組むこととしました。

⑥業務の電子化、電算システム活用の推進

今後予定されている保証申込関係書類の電子的授受の本稼働を見据えて、事務手続きの効率化及び保証利用の利便性向上を目的に、書類をデータで保存するための文書管理システム及びサーバーの導入や受付業務のRPA（ロボティック･プロセス･オートメーション）活用について関係部署が連携して検討し、開発ベンダーの協力のもと同システム等の導入作業に取り組みました。

保証業務の電子化については、まだ取扱いがない金融機関に対しても必要な情報共有を行う等、利用推進に努めました。

⑦電算共同システムの安定運用、リスク管理

事業継続計画（BCP）に基づく訓練やシステム関連機器の更改を適宜対応し、事務所内の電源設備等について現状を把握するとともに、現状の課題を検討する等リスク管理に努め、システムの安定運用に取り組むことができました。

外部評価委員会の意見

社会経済活動の正常化が進み、県内では景気回復がみられる一方で、感染症の影響に伴い増大した債務の返済負担や、人手不足、物価高等の影響を受ける中小企業にとっては厳しい経営環境が続いています。

このような中、長崎県信用保証協会は、金融機関や中小企業支援機関、県や市町等と連携し、中小企業の資金繰りや経営の安定に寄与するため、事業者に寄り添った、きめ細やかな支援に取り組まれました。

保証部門では、伴走支援型特別保証や経営力強化保証等の幅広い保証制度の周知、同制度等を活用した積極的な資金繰り支援に努めた結果、保証承諾及び保証債務残高は計画を上回る実績に繋がったものと考えます。

また、期中管理･経営支援部門も、部署横断的に経営支援を提案する新たな組織体制のもと、金融機関や中小企業支援機関との情報共有及び連携強化を図り、保証部門と協力の上、組織一丸となった経営支援に積極的に取り組むとともに、創業や事業承継、事業再生等を後押しする取組にも引き続き努められています。

代位弁済については、返済負担軽減のための借換えや条件変更による返済緩和等の柔軟な対応、加えて、過年度からのゼロゼロ融資等の金融機関モニタリング報告のフォローアップ、中小企業の経営改善に向けた支援等のきめ細やかな取組のもと、コロナ前の水準には戻りつつあるものの、前年度と同程度の実績にとどまっています。

回収部門では、厳しい回収環境の中で、管理事務停止及び求償権整理による回収業務の効率化を図るとともに、債務者等の実情に応じた回収方針を早期に策定することで回収の最大化に努められました。

令和6年度は、コロナ関連保証に関する取扱い等について少しずつ整理が進み、通常の保証や条件変更等の日常業務に順調にシフトする中で各部門の施策に積極的に取り組むことができ、経営支援にも注力できたことが、結果的に収支状況や財務面に好影響を与えたものと考えます。

収支状況は、保証承諾及び保証債務平均残高の減少に伴い保証料収入は減少した一方で、令和4年度及び令和5年度における代位弁済の増加に伴う責任共有負担金の増加等により経常収入は増加したため、電算システム関連の支出や事務所営繕費等の増加によって経常支出は増加したものの、経常収支差額は5億29百万円、前年度比11百万円増加しました。その結果、当期収支差額は5億77百万円、前年度と比べ31百万円の減少となりましたが、計画比では130.9%と計画を上回り、役職員一人一人が経営計画に基づき各担当業務に積極的かつ確実に取り組んだ結果と考えます。

財務状況においては、当期収支差額のうち2億88百万円を収支差額変動準備金に繰り入れ、残り2億89百万円を基金準備金に繰り入れたことで、期末の基金準備金は147億91百万円、基本財産総額は228億12百万円となり、財務内容の充実が図られました。

(1)保証部門について

保証申込や事前協議等の日常業務の中で中小企業の個別の実情を把握し、借換えによる返済負担軽減等の資金繰り支援や生産性向上等の前向きな資金の保証、更には経営支援部と連携し、早期の段階での経営支援に積極的かつ柔軟に取り組まれています。また、経営者保証を不要とする取扱いについては、金融機関への個別の提案や業務研修会等での各種保証制度の周知強化に取り組み、その利用を推進されています。加えて、政策保証の創設·改正等の迅速な対応及び周知のほか、県や各市町との積極的な意見交換によって地方自治体制度の創設·改正に繋げる等、保証の利便性向上にも努められています。

今後も、金融機関や中小企業支援機関との連携強化を図りつつ、中小企業の個別の実情に応じた、きめ細やかな資金繰り支援、更には経営支援部と連携した経営改善に向けた支援に引き続き取り組まれることを期待します。

(2)期中管理·経営支援部門について

本支所の保証課と経営支援課の課長代理に経営支援推進担当の兼務発令を行っています。そのうえで、日常業務の中から支援候補先を抽出し両部門による「経営支援ブリーフィング」を行い、支援方針を検討し、金融機関との連携のもと事業者に経営支援メニューを提案するなど、部署横断的に経営支援に取り組む体制を整え、幅広く、早期に中小企業に対して経営支援が行える様取り組んでいます。また、金融機関や中小企業支援機関とは経営支援会議等での意見交換や日常業務での情報共有のほか、中小企業活性化協議会とは定期的な情報交換を行うとともに、中小企業に同協議会の利用を提案する等によって同協議会への事前相談に繋げ、金融機関や中小企業支援機関と連携した経営支援·再生支援の更なる充実に取り組まれています。

早期の段階の経営支援については、待ちの姿勢ではなく、現在取り組まれているように、本業に注力し改善の必要性に気づけていない事業者に対して、気づきを持ってもらえる積極的な行動が有効です。引き続き、金融機関や中小企業支援機関、地方公共団体との情報共有、連携強化を図り、保証部門と連携した組織一丸となった経営支援を一層推進し、県内の中小企業の経営改善や事業再生、創業や事業承継等に向けた行動を後押しすることを期待します。

(3)回収部門について

厳しい回収環境が続く中、適切な判断のもと管理事務停止及び求償権整理を行うとともに、債務者等の現状を把握し、回収方針を早期に策定する等の回収努力を重ね、実際回収は大口回収の発生等もあり前年度及び計画を上回りました。中小企業の経営環境は厳しさが続いており、今後は代位弁済の増加も懸念されますが、引き続き、適切かつ柔軟な債権回収、求償権先の再チャレンジへの提案等に取り組み、より一層効率的な回収業務に努めてください。

(4)その他間接部門について

業務継続計画(BCP)に基づく行動確認や防災意識の向上を図るとともに、コンプライアンス態勢の維持、向上及び反社会的勢力の排除に引き続き取り組み、業務の根幹を担う電算システムのリスク管理を

含めて、安全かつ継続的に業務遂行ができる組織体制の構築が行われています。

また、職員の希望も参考にした研修受講のほか、世代間の相互理解のための研修及び定期的な1on1を実施し、中小企業支援を積極的かつ適切に行うための人材育成、組織活性化にも取り組まれています。

特に、令和6年度は新たに部署横断的に経営支援を提案する体制を整備された結果、保証部門、期中管理･経営支援部門が組織一丸となり、早期の段階での経営支援に取り組むことができたものと考えます。加えて、各部署が連携して広報活動を見直し、保証制度や経営支援にかかる取組等の周知強化を図り、また、保証業務の電子化を推進することで、中小企業や金融機関等の利便性向上にも努められました。

社会的な環境変化がある中で、業務の電子化や電算システム活用の推進、人材の育成についても重要であると思われます。それらの取組を継続し、中小企業への資金繰り支援とともに、引き続き経営支援に注力できる体制を維持してください。

(5)総括

令和6年度は、それまでのコロナ関連保証による資金繰り支援がコロナ前の水準に戻り、資金繰り支援とともに、経営改善及び事業再生に向けた支援も重要性が増す中、部署横断的に幅広く、早期に経営支援を取り組むための新たな組織体制を構築されました。そのような組織体制のもとでゼロゼロ融資等の各種モニタリング報告のフォローアップを継続しつつ、中小企業の業況改善の状況や個別の実情を把握し、伴走支援型特別保証や経営力強化保証による資金繰り支援を積極的に対応されています。更には、保証部門、期中管理･経営支援部門の日常業務の中で、金融機関や中小企業支援機関と連携し、課題を抱える中小企業に早期の段階での経営改善や事業再生に向けた提案を行う等、中小企業に寄り沿った、きめ細やかな支援を組織一丸となって積極的に行っていることを評価します。

今後も物価高や米国関税措置の影響への危惧等によって、中小企業の経営環境は厳しさが続くものと思われます。信用保証協会にあっては、「金融と経営の公的な総合支援機関」として公共的使命と社会的責任を果たすために、関係機関との連携をより一層図りながら、役職員が一丸となり、部署横断的な組織体制のもとで資金繰り支援と経営改善、事業再生、再チャレンジ等の支援に引き続き積極的かつ柔軟に取り組み、県内中小企業の持続的発展を後押しすることで地域経済の活性化に貢献することを期待します。

令和7年度　経営計画

1．経営方針

（1）長崎県の経済を取り巻く環境

令和6年度においては、社会経済活動の正常化とともに、長崎県内の景気は緩やかに回復しています。一部には物価高の影響はあるものの、個人消費は賃上げや人流の回復を背景として緩やかに増加し、観光も増加が続いています。公共投資は回復していますが、設備投資の増加の動きは一服しています。生産は増加し、雇用、所得環境は緩やかに改善していますが、一部では人手不足感の強まりが続いています。

（2）中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

中小企業･小規模事業者（以下「中小企業」といいます。）の景況感は、人手不足感の高まりや物価高の影響が続いており、持ち直しの動きに足踏みがみられました。県内の倒産は件数、負債総額ともに前年を上回り、一部の中小企業は業況回復が見られますが、経営基盤が不安定な企業にとっては、人手不足や物価高等の課題を抱えて引き続き厳しい状況が続いています。

（3）業務運営方針

上記環境の下、複合的な要因により債務が増大している中小企業や事業発展に前向きに挑戦する中小企業に対して、当協会は公的な「金融と経営の総合支援機関」として、国や地方公共団体の施策を踏まえ、金融機関、中小企業支援機関等と連携し、企業のライフステージに応じたきめ細やかな事業者支援に引き続き取り組む必要があります。そのため、増大した債務の返済負担軽減を図るための借換えを含む資金や事業の維持や成長、収益性や生産性の改善に向けた資金の需要に対して、各種保証制度による資金繰り支援に努めます。加えて、保証から再生支援までの各部門の職員が一丸となり、企業の経営課題解決に向けた提案を行い、経営改善及び事業再生の支援に努め、更に、創業や事業承継、再チャレンジ等の思い切った事業展開への支援、経営者保証ガイドラインの浸透と定着のための周知に引き続き取り組みます。これらの取組により中小企業の持続的発展を積極的に後押しし、地域経済の発展に貢献します。

2．重点課題

（1）保証部門

❶中小企業に寄り添った、きめ細やかな資金繰りと経営改善の支援

中小企業の適切な業況の把握に努め、中小企業のライフステージに応じた多様な資金ニーズに対し、金融機関と連携しつつ、タイムリーな支援を行います。 感染症の影響や物価高等の複合的な要因により増大した債務を抱え、資金繰りに苦しむ中小企業に対しては、金融機関と連携した上で、経営力強化保証、小口零細企業保証等の各政策保証を利用し、借換えを含めた資金繰り支援に取り組みます。また、個々の中小企業の経営状況に応じた支援を実現するため、適切なモニタリングの実施に取り組むほか、引き続き経営支援部門と一丸となり、経営改善に向けた支援に努めます。 また、近年増加する突発的な自然災害等により被害を受けた中小企業に対しては、必要に応じて事業再建のための資金繰り支援に積極的に取り組みます。

❷企業の持続的発展の支援

設備投資、新事業への進出、収益性や生産性の向上を目的とした資金等に積極的に対応し、前向きに挑戦する中小企業をサポートすることで、企業の持続的発展を支援します。また、各種保証制度の利用状況、金融機関や中小企業の資金ニーズ·要望を把握し、制度の改善·創設等を検討するとともに、地方公共団体への制度創設·改正を提案し、引き続き保証の利便性向上を図ります。

❸経営者保証を不要とする保証の推進

経営者保証改革プログラムの趣旨を踏まえ、引き続き、経営者保証ガイドラインの内容を十分に理解し、事業者選択型経営者保証非提供制度の活用等の適切な対応に努めます。また、金融機関からの事前協議や相談、保証申込のほか、M&Aや事業承継等で株主が変更になることを把握した場合においても、経営者保証を不要とする制度の提案や周知を徹底する等、金融機関と連携し経営者保証を不要とする取組を一層促進していくことで、経営者保証に依存しない融資慣行の確立の加速化に寄与します。

❹金融機関·中小企業支援機関との連携

上記①～③の方策について、金融機関や中小企業支援機関と中小企業支援に対する認識を共有した上で実施する必要があるため、日常的な対話や業務研修会等を通じて、より一層の連携強化を図ります。また、融資·保証における金融機関と連携した協調支援のために、新たに創設された協調支援型特別保証制度の周知に努めます。

(2)期中管理部門·経営支援部門

❶中小企業に寄り添ったきめ細やかな経営改善支援

経営支援コーディネーターとしての役割を最大限に発揮するために、引き続き保証部門との連携体制で取り組むとともに、「がんばる長崎中小企業経営支援ネットワーク」の活用により、金融機関や中小企業支援機関等と協調して中小企業の状況把握を行い、必要な金融支援、経営支援に努めます。その上で、経営改善、生産性の向上に取り組む中小企業に対して、金融機関や中小企業支援機関と情報を共有し、専門家派遣事業や補助事業等による、収益力改善支援に取り組むとともに、実施後のフォローアップに努めます。また、金融機関や長崎県中小企業活性化協議会との連携により、中小企業の経営改善、再生支援に積極的に取り組み、中小企業に寄り添った支援に取り組みます。

❷中小企業のライフステージに応じた支援

創業期·拡大期·再生期·事業承継期等の中小企業のライフステージに応じた金融支援·経営支援等に取り組みます。これらの支援を効果的に行っていくため、保証部門及び再生支援部門と協力し、国や地方公共団体の施策を踏まえた上で、金融機関や商工会議所·商工会、長崎県中小企業活性化協議会、長崎県事業承継·引継ぎ支援センター、よろず支援拠点等の中小企業支援機関と連携して支援を行います。

❸経営支援の定量的な効果検証の指標及び目標値

経営支援の検証に関しては「サポート会議、バンクミーティング、アドバイザー会議」「専門家派遣」を実施した先を対象として、売上高·経常利益の増減、CRDカテゴリ推移を効果検証の指標とします。検

証する指標の中で、特に総合的に経営の状況を判定することができる「CRDカテゴリ」について、前期比同等以上のカテゴリに推移した割合が検証企業全体の50%以上となることを目標値とします。

(3)回収部門

❶求償権の状況に応じた適切な管理、回収

期中管理における調査及び交渉内容を基に債務者等の現状に見合った回収方針を早期に策定し、代位弁済後の初動対応の徹底を図るとともに、求償権の実態把握に努め、適切な管理、回収を行います。

❷「経営者保証ガイドライン」や「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」を活用した保証債務免除の対応

経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理の要請に対し柔軟に対応します。また、定期入金先の保証人に対して、一部弁済による連帯保証債務免除ガイドラインの活用を図ります。

❸事業継続、事業再生の各局面の求償権先への適切な対応

事業継続しながらやむを得ず代位弁済に至った求償権先に対しては、十分な協議を重ねた上で弁済額を決定する等の措置を講じ、資金繰りを安定させつつ事業継続支援に努めます。また、事業継続し再生局面にある求償権先に対しては、事業内容の把握とともに求償権消滅保証の検討を行い、事業再生計画に基づく求償権放棄や保証債務の免除を含む再生支援要請に対しては、再生計画の内容を精査し、金融機関や中小企業支援機関と連携しながら、再チャレンジも考慮し適切に対応していきます。

❹管理事務停止、求償権整理の推進

回収見込みについて早期に見極めを行い、回収見込みがないと判断した場合は、速やかに管理事務停止を実施し、求償権整理の推進に努めます。

(4)その他間接部門

❶内部管理体制の強化

中小企業の維持発展にしっかりと寄与できるよう、各部門の課題や行動計画を役職員で共有した上で、活発なコミュニケーションによる更なる組織の活性化を図りながら、職員が持つ知識·経験の承継を行い、重点課題に各部門が連携して取り組むことに努めます。加えて、信用保証業務の見直し等の業務環境変化に適切かつ柔軟に対応し、効率的な業務運営を行います。また、自然災害、システム障害その他の緊急事態に対して、事業継続計画(BCP)等に基づき適切に対応するとともに、本所事務所については所在する商工会館において実施予定の耐震診断の結果を踏まえ、適切な対応を検討します。

❷コンプライアンス態勢の維持、向上

コンプライアンスプログラムを継続的に実施し、コンプライアンス態勢の維持、向上に努めます。

❸反社会的勢力の排除

警察、長崎県暴力追放運動推進センター、金融機関等との連携、及び、全国信用保証協会連合会の「反社会的勢力等情報共有化システム」や当協会固有の「新聞報道等関連情報検索」を利用し、反社会的勢力の排除に努めます。

❹人材の育成及び成長の促進

協会が求められている公共的使命により一層応えられるよう、中小企業診断士、経営アドバイザー等の資格取得を奨励するほか、全国信用保証協会連合会の階層別･課題別研修等の外部研修や通信教育を活用して職員の能力向上を図ります。また、OJTや内部研修のほか、定年年齢引上げ制度の活用による知識･経験の承継、知識習得や能力形成を目的とした中小企業支援機関への出向等により、職員の成長を促進するための機会創出に努めます。

❺広報活動の充実

前年度に実施した広報のあり方を含めた見直しの結果をもとに、よりわかりやすく、伝わりやすいものを発信し、中小企業の支援に繋がる広報活動の更なる充実に取り組みます。保証協会ホームページや機関紙、金融機関等との情報交換会などを通じて、制度創設･改正、各種支援、補助事業等の情報や取組状況をタイムリーに、わかりやすく提供するとともに、常に活動の見直しを行いながら、中小企業及び金融機関、中小企業支援機関への周知、利便性向上に努めます。これらの広報活動を継続し一層の充実を図るために、職員の広報意識の定着と醸成にも取り組みます。

❻業務の電子化、電算システム活用の推進

保証利用の利便性向上を図るとともに、協会業務の効率化のため、業務の電子化及び電算システム活用を推進し、全国統一システムとして開発された保証申込関係書類の電子的授受の利用を希望する金融機関に的確に対応します。

❼電算共同システムの安定運用、リスク管理

保証協会システムセンターと連携し安定した運用を図るとともに、システムリスクに備えた事業継続計画（BCP）や情報セキュリティへの取組を推進します。

3．事業計画

令和7年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下の通りです。

項目	金額	前年度計画比
保　証　承　諾	510億円	92.7%
保 証 債 務 残 高	1,825億円	94.0%
代　位　弁　済	20億円	90.9%
回　　　　　収	3億5千万円	87.5%

コンプライアンス

■コンプライアンス態勢

■個人情報保護宣言

NAGASAKI
GUARANTEE
REPORT
2025

コンプライアンス態勢

長崎県信用保証協会は公共的責任と社会的責任を果たすため、法令遵守（コンプライアンス）を経営の重要課題の一つと位置付け、「長崎県信用保証協会倫理憲章」に基づき、下記の組織体制において役職員一丸となりコンプライアンスの実践に取り組んでいます。

コンプライアンスの取り組み

① コンプライアンス委員会（四半期ごとに実施）
- コンプライアンス・プログラムの策定、実践状況のチェック、関連事項の審議、発生時の対応等

② 研修・啓蒙活動
- コンプライアンス内部研修会の実施
- コンプライアンスに関する報道の掲示

③ コンプライアンス管理体制
- コンプライアンスチェックシートによる実践状況の把握・分析
- 監査室によるチェック

長崎県信用保証協会倫理憲章

信用保証協会の公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じ、地域経済の発展に貢献します。

法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

地域社会に対する貢献

広く中小企業とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

組織体制図

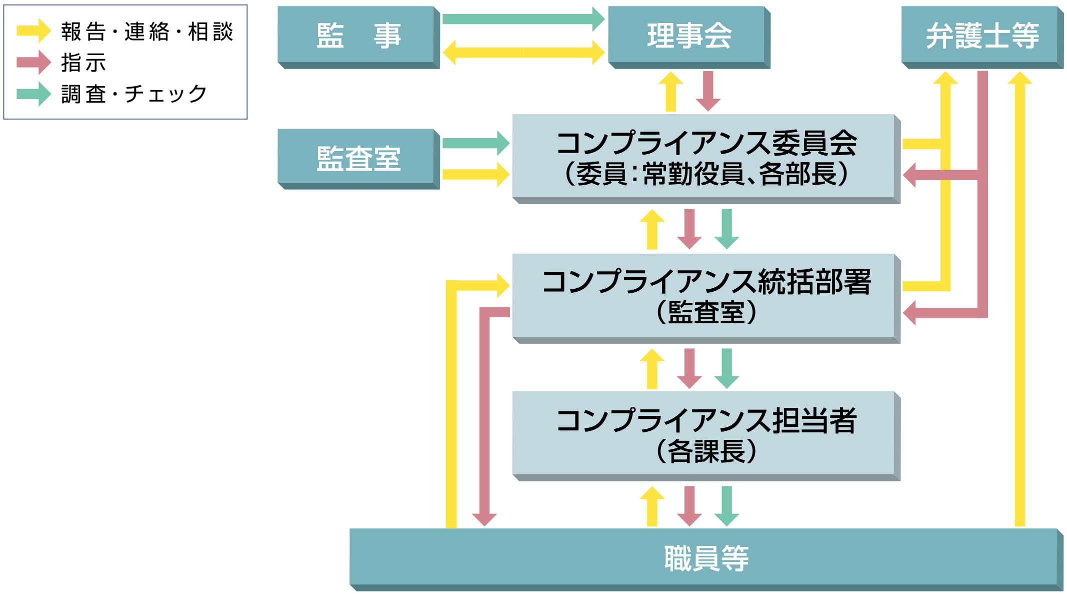

個人情報保護宣言

長崎県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28．8．10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。

・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。

・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。

・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3. 個人データの適正管理

お客様の個人データ（当協会が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当協会が個人データとして取り扱うことを予定しているものを含む。以下本項において同じ。）について、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5. 個人データの委託

・当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。

・委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。

・請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（または郵送）ください。

・個人データの開示および利用目的の通知につきまして、郵送の場合は実費相当額をいただきます。

7. 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

・当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。

・（6）（7）の具体的な手続につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.（3）「開示等の求めに応じる手続」をご覧下さい。

8. 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9. 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

【 問い合わせ窓口 】 住　　所　〒850-8547　長崎市桜町4番1号
電話番号　095-822-9918
部 署 名　監査室

協会組織

■役員名簿

■組織・事務分掌

NAGASAKI
GUARANTEE
REPORT
2025

役員名簿（令和7年6月1日現在）

役職名	氏　　名	常勤非 常勤別	備　　考
会　長	上田　裕司	常勤	
専務理事	木山　勝己	常勤	
常務理事	中村　光伸	常勤	
理　事	宮地　智弘	非常勤	長崎県産業労働部長
理　事	鈴木　史朗	非常勤	長崎市長
理　事	宮島　大典	非常勤	佐世保市長
理　事	吉田　愼一	非常勤	長崎県町村会会長
理　事	森　拓二郎	非常勤	長崎県商工会議所連合会会長
理　事	山川　信彦	非常勤	十八親和銀行頭取
理　事	開地　龍太郎	非常勤	長崎銀行頭取
理　事	早田　義教	非常勤	たちばな信用金庫理事長
理　事	稲木　聡	非常勤	商工組合中央金庫長崎支店長
監　事	福岩　淳二	常勤	
監　事	吉野　ゆき子	非常勤	長崎県中小企業団体中央会専務理事
監　事	林田　真知子	非常勤	公認会計士

（注意）非常勤の場合、「備考」欄に兼職名を記載しています。

組織・事務分掌

令和７年４月１日現在

- 会長
- 専務理事
- 常務理事
- 常勤監事

☎095-822-9177

本所

（代表）
☎095-822-9171

本所管轄
長崎市、島原市、諫早市、大村市、対馬市、壱岐市、五島市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町

部・室	課	事務分掌
監査室 ☎095-822-9918		外部検査・監査及び内部監査関係、コンプライアンス
総務企画部	総務課 ☎095-822-9177	組織、人事、研修、理事会、予算・決算、経理、資金運用、庶務
	企画情報課 ☎095-822-9174	総合企画、保証制度の創設・改廃、中小企業支援推進キャンペーン、経営計画の立案・評価、統計、広報、信用保険契約、保証料補助金・損失補償金の管理、システムの運用・管理、データ伝送、ホームページの管理
保証部	保証事務課 ☎095-822-9173	保証書及び変更保証書発行、保証書訂正依頼書、保証料の徴収・返戻、貸付・償還報告、変更届出、保証協会団信の管理
	保証課 ☎095-822-9172	保証審査、保証相談、保証・経営支援推進、業務研修会、条件変更審査（返済方法を除く）
経営支援部	経営支援課 ☎095-822-9932	創業支援、経営支援、保証・経営支援推進、「がんばる長崎中小企業経営支援ネットワーク」の企画運営、外部専門家派遣事業、経営改善計画策定支援事業等に係る補助事業、経営安定化支援事業、サポート会議、条件変更審査（返済方法）
	再生支援課 ☎095-822-9175	再生支援、事故報告、延滞案件の管理、求償権の管理及び回収（佐世保支所管轄区域を含む）
	管理事務課 ☎095-822-9909	代位弁済、保険事務、管理事務停止、求償権整理、回収金処理

佐世保支所

☎0956-23-3295

佐世保支所管轄
佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町

課	事務分掌
保証課	保証審査、保証相談、保証・経営支援推進、業務研修会、保証書及び変更保証書発行、保証書訂正依頼書、貸付・償還報告、条件変更審査（返済方法を除く）、変更届出
経営支援課	創業支援、経営支援、再生支援、保証・経営支援推進、外部専門家派遣事業、経営改善計画策定支援事業等に係る補助事業、経営安定化支援事業、サポート会議、条件変更審査（返済方法）、事故報告、延滞案件の管理

中小企業のサポーター
長崎県信用保証協会
NAGASAKI GUARANTEE
https://cgc-nagasaki.or.jp